

令和2年度決算審査特別委員会（第5回）

令和3年9月15日（火曜日）午前 10時00分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（15名）

委員長	横田 有 一	副委員長	川 上 弘 一
委員	平 松 俊 一	委員	池 田 誠 悦
委員	田 村 敏 郎	委員	稲 垣 明 美
委員	畑 中 静 一	委員	長谷川 生 人
委員	上 野 武 彦	委員	坂 本 繁
委員	澤 出 明 宏	委員	中 島 勝 也
委員	川 村 主 税	委員	若 山 雅 行
委員	青 山 金 助		

○欠席委員（1名）

委員 中 川 友 規

○議長出席の有無 無

○出席説明員（7名）

経 済 部 長	青 山 芳 弘	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	村 上 宏 樹	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経済部上下水道課長	笠 原 泰 之
農業委員会事務局長	田 中 正 彦		

○本会議の書記

事 務 局 長 広 部 美 幸 書 記 妹 尾 洋 兵

午前 10時00分 開会

○横田委員長 ただいまより、令和2年度決算審査特別委員会第5回目を開催いたします。

中川委員より、遅参の届け出がありました。

本日の審査の前に、委員の皆さんに確認事項があります。

政策推進課より提出いただいた追加資料で、閲覧用で用意しております資料の中で、書類が1枚なくなっております。インデックスがついているものですので、間違えて委員の手元にある場合、本日、早急にお返ししていただくようお願いいたします。

閲覧用の資料の紛失は、今後の資料要求に影響いたしますので、持ち帰ることのないよう、厳重に注意させていただきます。

また、情報防災課より、財産の買い入れ、80万円以上と、その他の契約、80万円以上の追加資料の提出がありましたので、配付しております。追加の聞き取りが必要ある場合は、挙手、お願いいたします。追加の資料はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 なしということで、それでは、情報防災課については、資料の提出で終了させていただきます。

それでは、各課の聞き取りを行います。

初めに、農業委員会の審査を行います。

農業委員会事務局長、御苦労さまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の説明のない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 それでは、令和2年度決算審査特別委員会、説明をさせていただきます。

令和2年度決算、農業委員会関係分の概要について説明させていただきます。

令和2年度一般会計歳入歳出決算の歳出を説明させていただきます。

なお、歳入につきましても、決算審査要求資料

共通様式での歳出の説明の中で説明いたします。

一般会計において、農業委員会の業務は、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費のみであります。

それでは、1目農業委員会費の決算状況について説明させていただきます。決算審査共通様式ナンバー1となります。決算書では138ページ及び139ページの部分ですが、一般会計、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の予算現額は958万3,000円で、補正予算額はマイナス160万円、支出済額は794万3,226円であります。不用額は3万9,774円となっており、執行率は99.5%です。この項目は、農業委員会の運営に関する執行経費として支出しております。職員は3名、臨時職員は1名であります。

支出の内訳として、1節報酬、決算額644万7,000円、不用額ゼロ円です。内訳は、農業委員会費、会長1名分、38万2,000円、農業委員13名分、451万1,000円、農地利用最適化推進委員6名分の155万4,000円であります。

共済費につきましては、その他共済費ということで、農業委員会公務災害保険料2万円の支出であります。

旅費は、決算額30万2,660円、不用額は1万3,340円。内訳といたしましては、農業委員費用弁償20万7,780円、一般職旅費5万9,980円、研修視察随員職員旅費3万4,900円であります。

交際費は、決算額3万580円、不用額は1万4,420円。内訳といたしましては、農業委員会交際費、香典、供花、行事の3万580円であります。

11節需用費、決算額54万6,934円、不用額1,066円。内訳といたしまして、消耗品費10万4,472円。燃料費は、庁舎用燃料費で11万7,000円。印刷製本費は、農業委員会だより2回発行しております。町広報10月号合冊と、町広報3月号の合冊で、10月号は1万1,920部、3月号は1万1,940部の発行となっております。光熱水費は、庁舎の電気料8万

4,000円です。

12節役務費、決算額13万5,000円、不用額はゼロ円です。これは、内訳といたしましては、庁舎の郵便料4万5,000円と、庁舎電話料ということで9万円の支出となっております。

14節使用料及び賃借料、決算額24万2,352円、不用額648円で、内訳は、農地管理地理情報システム賃借料24万2,352円であります。

次に、19節負担金、補助及び交付金、決算額21万8,700円、不用額は1万300円。内訳といたしましては、会議負担金は支出がございませんでした。北海道農業会議負担金が14万9,700円、渡島地方農業委員会連合会負担金6万9,000円となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書では22ページ及び23ページの部分ですが、13款使用料及び手数料2項手数料4目農林水産手数料1節農業手数料で、現況証明手数料で、予算額は5万4,000円、決算額は6万6,400円であります。内訳といたしましては、現況証明手数料43件、4万4,200円、その他の証明手数料47件、2万2,200円です。

次に、決算書32ページ、33ページの部分ですが、15款道支出金2項道補助金5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金で、農業委員会活動費交付金ほかで、予算額は860万4,000円で、決算額は852万1,000円あります。内訳といたしましては、農業委員会活動費交付金844万9,000円、国有農地等管理処分事業管理事務交付金7万2,000円。

次に、決算書42ページないし45ページの部分ですが、20款諸収入5項雑入4目雑入2節雑入で、農業者年金業務委託手数料ほか2件で、予算現額は32万円で、決算額は36万4,950円あります。内訳といたしましては、農業者年金業務委託手数料34万4,000円、農地保有合理化事業委託金6,000円、課税情報提供事務費収入が1万4,950円です。

一般会計につきましては以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより、審議を行います。

若山委員。

○若山委員 特に支出でどうこういうところは無いのですけれども、ほかの課でもあったのですけれども、特定財源で農業委員会活動費交付金ということで844万9,000円だ入っているのですけれども、実際の支出済額が794万3,000円ということで、差額、これ、もらっていたままでいいのですか。返すとか、そのような事務の取り扱い、何かあれば、ちょっと教えていただければと思います。特定財源が多い場合の取り扱いということで。

○横田委員長 農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 差額につきましては、農業委員会職員の賃金というか、給料になります。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 ということは、人件費、別枠というか、総務部で全部一括で何かやるような、そちらのほうに回るので、余っているわけではないよという、そういうふうに見なければいけないということなのですね。分かりました。

○横田委員長 あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

以上で、農業委員会に対する審査を終了します。

農業委員会事務局長、御苦労さまでした。

次に、経済部の審査を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

次に、経済部の審査を行います。

経済部長、農林水産課長、商工観光課長、御苦労さまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の

説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、農林水産課長、お願いいたします。

農林水産課長。

○村上農林水産課長 農林水産課所管の令和2年度決算説明をさせていただきます。

それでは、共通様式にしたがって説明させていただきます。

共通様式ナンバー1、決算書138ページから141ページ、事業決算名、農業総務費になります。この事業目的は、主に各種協議会に対する負担金の支出を目的としております。当初予算47万8,000円、補正予算額マイナス7,000円、予算現額47万1,000円、支出済額46万8,555円、不用額2,445円、執行率99.5%となっております。

詳細につきましては記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー2、決算書140ページから141ページでございます。事業決算名、農政公用車管理費。当初予算23万4,000円、補正予算額マイナス6万2,000円、予算現額17万2,000円、支出済額11万453円、不用額6万1,547円、執行率64.2%となっております。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー3、決算書140ページから141ページでございます。事業決算名、農業支援対策事業費になります。この事業目的は、農業及び農村振興に係る事業を推進することを目的としております。当初予算額2億373万6,000円、補正予算額96万3,000円、予算現額2億469万9,000円、支出済額2億460万9,501円、不用額8万9,499円、執行率100%となっております。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー4、決算書140ページから143ページでございます。事業決算名、経営所得安定対策推進事業費になります。この事業目的は、経営所得安定対策に係る事務の円滑な

実施のため、業務を推進するための国策の補助事業でございます。当初予算額522万2,000円、補正予算額マイナス73万5,000円、予算現額448万7,000円、支出済額427万4,538円、執行率95.3%となっております。

詳細につきましては記載のとおりとなっております。

○横田委員長 農林水産課長、すみません、歳入のほうも、もし大きいやつがあった場合には言ってください。お願いいたします。

○村上農林水産課長 失礼いたしました。

共通様式ナンバー5、決算書142ページから143ページとなります。事業決算名、土地改良総務費となります。ここでは、土地改良事業全般を円滑に推進するもので、当初予算39万1,000円、補正予算額7,770万2,000円、予算現額7,809万3,000円、支出済額7,809万1,649円、不用額1,351円、執行率100%となっております。

特定財源につきましては、北海道多面的機能支払事業補助金といたしまして5,830万859円、歳入としてございます。

詳細につきましては記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー6、決算書142ページから143ページでございます。事業決算名、農業施設維持管理費でございます。この事業目的は、農業用施設の適正な維持管理を行うものとして行っております。当初予算額49万4,000円、補正予算額マイナス7万3,000円、予算現額42万1,000円、支出済額42万413円、不用額587円、執行率99.9%となっております。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー7、決算書のページ、142から143ページとなります。事業決算名、国営農業基盤整備事業費でございます。この事業目的は、国営農業基盤整備事業の円滑な推進を図るものでございます。当初予算額78万8,000円、予算現額、同78万8,000円、支

出済額78万6,045円、不用額1,955円、執行率99.8%となっております。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー8、決算書142ページから145ページでございます。事業決算名、道営農業基盤整備事業費になります。この事業目的は、道営農業基盤整備事業の円滑な推進を図るもので、当初予算7,045万6,000円、補正予算額696万6,000円、予算現額7,742万2,000円、支出済額7,724万6,763円、不用額17万5,237円、執行率99.8%となっております。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー9、決算書144ページから145ページでございます。事業決算名、土地改良公用車管理費でございます。土地改良事業の円滑な推進のため、公用車の維持管理に係るものでございます。当初予算額30万8,000円、補正予算額マイナス6万4,000円、予算現額24万4,000円、支出済額19万7,386円、不用額4万6,814円、執行率80.9%となっております。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー10、決算書144ページから147ページでございます。事業決算名、町営城岱牧場運営費でございます。町営城岱牧場監視舎の適正、円滑な維持管理運営を図るためのものでございます。当初予算額1,328万1,000円、補正予算額マイナス47万9,000円、予算現額1,280万2,000円、支出済額1,271万4,964円、不用額8万7,036円、執行率99.3%となっております。

歳入につきましては、町営牧場使用料といたしまして、1,033万8,100円納入されてございます。関連いたしまして、城岱牧場放牧牛ダニ予防対策経費負担金222万4,095円、城岱牧場放牧牛飼料給餌費負担金といたしまして16万540円、歳入としてございます。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

す。

次に、共通様式ナンバー11、決算書146ページから147ページでございます。事業決算名、町営牧場作業車管理費でございます。当初予算274万7,000円、補正予算額マイナス2万2,000円、予算現額は272万5,000円で、支出済額は272万4,069円でございます。不用額は931円となっております、執行率は100%となっております。

次に、項が変わり、林業費となります。

共通様式ナンバー12、決算書146ページから149ページ。事業決算名、林業費でございます。この事業目的は、林務行政の円滑な推進のためのものでございます。当初予算252万4,000円、補正予算額47万2,000円、予算現額299万6,000円、支出済額299万3,804円、不用額2,196円、執行率99.9%となっております。

特定財源といたしましては、森林環境譲与税86万6,840円、未来につなぐ森づくり事業補助金115万5,226円が歳入としてございます。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー13、決算書148ページから149ページでございます。事業決算名、町有林整備費になります。この事業目的は、町有林の整備促進を図るためのものでございます。当初予算額1,319万9,000円、補正予算額マイナス131万2,000円、予算現額1,188万7,000円、支出済額1,188万6,900円、不用額902円、執行率は100%となっております。

特定財源といたしまして、森林保育事業費補助金803万2,764円、間伐材売払収入614万107円、立木伐採補償金といたしまして19万9,280円となっております。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー14、決算書148ページから149ページとなります。事業決算名、水産業費となります。この事業目的は、内水

面漁業振興を目的に執行されてございます。当初予算額は9万9,000円、支出済額は9万8,098円、不用額は902円となっており、執行率は99.1%となっております。

次に、共通様式ナンバー15、決算書224ページから225ページとなっております。事業決算名、農道等災害復旧事業費になります。当初予算額は50万円でしたが、昨年度においては緊急的支出を要する災害等がなかったことから、3月定例会において、12節委託料、13節使用料及び賃借料及び15節原材料について、皆減としております。

続きまして、様式3でございます。

令和2年度収入未済額の状況、ナンバー1となります。

初めに1枚目ですが、ここでは滞納繰越処分となります。生活困窮により収入額が非常に少ない状態ですが、引き続き納付を要請してまいりたいと考えてございます。

内訳といたしまして、20款5項4目雑入、公社貸付肉用牛事故賠償金2件の合計調定額は11万9,329円に対しまして、収入額合計3万6,000円、未収入済額8万3,329円となっております。なお、未済に係る具体的な理由といたしましては、生活困窮による分割納付となっております。

16款2項2目でございます。物品売払収入、貸付肉用牛売払収入4件の合計調定額10万5,307円1円に対し、収入額計3万6,000円、収入未済額10万7,071円となっております。なお、未済に係る具体的な理由といたしましては、前段同様、生活困窮による分割納付となっております。

続きまして、様式3、令和2年度収入未済額の状況、ナンバー2となります。

内訳といたしまして、12款2項2目農業負担金、国営土地改良事業受益者負担金40件の合計調定額は2,896万310円に対しまして、収入額計、3件、26万円、収入未済額計2,870万314円、39件となっております。なお、未済に係る具体的な理由といたしましては、前段同様、生活困窮による分割納付となっております。

います。

続きまして、追加資料となります。

令和2年度中山間地域所得向上支援事業補助金について御説明申し上げます。

資料、開いていただきまして、1ページ目となりますが、農林水産省作成の本事業の概要資料でございます。中山間地域について、所得向上に向け、政策の一つといたしまして、生産、販売等の施設整備等を総合的に支援する事業となっております。今回の補助金としては、目標として、米生産農業者における販売額の10%以上向上を目指し、清酒販売製造事業者において、清酒販売製造施設を整備するものでございます。事業の流れといたしましては、補助率50%以内で、補助金の流れといたしまして、国、北海道、市町村、清酒販売事業者という流れとなります。

ページを進んでいただき、3ページ目となりますが、計画概要表となっております。表の中ほどに記載がありますが、抜粋いたしますと、耕作面積の維持には、水稻と畑作の複合経営は今後も不可欠であります。農家の所得向上のためには、水稻の収益性の底上げが求められ、収益性を高める新たな取り組みが必要となります。

また、新幹線、道の駅開業で、新たな特産品が求められ、特に平成10年に限定的に発売された赤松街道、これは七飯町産きさらし397を使用しておりますが、好評を博して以来、地元産の酒米を地元の酒蔵で製造する地酒を求める声は根強くあります。

そこで、下段の表になりますが、清酒販売製造施設の整備によって、米の主食用品種から、酒造好適米栽培へと切り替え、1俵1万8,000円の契約栽培を行うことで、米の販売額10%以上の向上を図り、酒米生産者の収入の安定を図るものでございます。清酒販売製造施設の整備によって、地域内雇用の創出や、酒造施設見学の受け入れにより、消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげ、各関係団体と協力し、酒造副産物の酒粕や米糠の利用として、レストラン等では、若鶏のもも肉にタレと酒粕をつけ込み、米の中心部に近い上白糖を使った衣で揚げた唐揚げや、酒粕を使用したケーキなどの菓子類、また、酒粕を使った

魚の西京漬け等を提供するなど、商品開発も行われているほか、日本酒と副産物加工品は町内の取り扱いを皮切りに、全国へ販路を拡大させていくというものでございます。さらには、将来的に海外への輸出を視野に入れ、取り組んでまいります。

このように、令和4年の計画達成を見込んでおりますが、確実な実現に向け、酒造好適米の栽培指導など、北海道、関係機関を初め、各関係団体においても事業者をサポートしております。

ページを進んでいただき、4ページ目ですが、施設の概要等になります。

酒造販売製造施設1棟に係る概略ですが、内訳としまして、上段、地域連携販売協力強化施設、これは販売に関わる施設のエリアで、見えづらく申し訳ございませんが、事業費の記載は、小数点を入れ、100万円単位となっております。3,111万9,000円、事業費でございます。国からの補助金は、消費税を除いた50%の1,414万5,000円となります。

下段、農産物等処理加工施設は、酒造エリアとなっております。酒造施設も含めまして、計画処理量90.4トンとしており、事業費は4億888万1,000円となっております。国からの補助金は、消費税を除いた50%の1億8,585万5,000円となっております。補助金は合わせて2億円となります。

スケジュールといたしまして、令和2年5月22日に採択申請、計画認定申請を七飯町から北海道へ申請してございます。

同年7月7日、事業者より七飯町へ補助金交付申請書が提出され、同日、七飯町より北海道へ補助金交付申請を行ってございます。

8月27日、北海道より七飯町へ北海道の補助金が交付決定されてございます。

本年3月5日、酒造施設が完成しており、同日、七飯町より事業者へ2億円の額の確定を行ってございます。

同3月19日、七飯町より北海道へ補助事業等の実績報告を行いまして、3月23日、北海道より七飯町へ補助金の額の確定がありました。

以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより、審議を行います。

川村委員。

○川村委員 何点かちょっと質問させていただきたいのですが、まず、共通様式のナンバー3、18の負担金、補助及び交付金の、今御説明ありました中山間地域所得向上支援事業補助金、2億円ということで、この中身についてなのですが、今、資料の説明書の中に、当然、施設の整備のほうにも入っているのですけれども、この中身を見ると、生産者に対しての内容というのが何も入っていなかったのですよね。本来、基盤整備という部分で考えると、例えば米でも野菜でも、そういった生産者に対しての基盤整備の部分が全く入っていないなど、見受けられないですけれども、補助金の中身の部分の中で、そういった部分は含まなくてもいいという、そういう中でこういった申請が通ったものなのか、ちょっとその辺、もう少し詳しく、ちょっと教えていただきたいというのがまず1点。

あと、これは町自体の補助金、例えばふるさと財団みたいな感じで、利息分だけ町で負担するよと、そういった部分の補助とか、そういった部分の補助が一切ないものなのか。これ以外に、別途、町として単独として補助している部分がないのか、ちょっとその点を2点目。

3点目が、共通様式のナンバー10、10番の需用費で、消耗品費ということで、9,000万円近いお金で、いろいろ殺虫剤とか、こういったものを購入されているのかと思うのですけれども、これ自体の、例えば備品とか、そういった扱いで、入札とか、そういった部分で契約しているものなのか、例えば、どっちかというと特殊な部分でしょうから、限られたところでしか扱っていないのかなとは思いますが、ちょっとその辺について御説明ください。

3点、お願いいたします。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、順にお答えしてございます。

1点目でございますが、農業者の基盤整備等などが含まれていなくてもよいかということでござ

いますが、この事業は、資料の1ページ目にございます、販売額の10%以上の増加という施策目標がございます。これは農業者、米生産者の販売額が10%以上向上することを目的としておりまして、今回、主食用米から酒米に切り替えて生産、農業者の方が生産してございます、1俵当たり1万8,000円で買い取るということで、通常、主食用米にいたしましては、1万4,000円強、1万5,000円弱の金額でございます。その部分を、この施設が稼働することによりまして、酒米として農業者より買い入れすることになりますので、主食用米から酒米をつくった米の1俵当たりの買い取り価格が上がります。それで10%所得向上を目指すというような事業となっておりますので、この事業の中には基盤整備等は含まれてございません。

2番の、町の補助金が含まれているか否かということでございますが、これは国から50%の補助金を受け取りまして、北海道、七飯町と流れてきまして、それを事業者のほうに交付しているということでございますので、町の補助金の負担は、実質、ございません。

3点目の、町営牧場運営費の需用費でございますが、需用費自体は900万円程度活用させていただいてございます。これは主なものといたしまして、牧場の除草剤、牛に係る寄生虫の駆除剤、そういったものや、畑の肥料、そういったものを購入してございます。これにつきましては、入札、見積り合わせ等によりまして、複数社の中から選定されて購入しているものでございますので、入札、見積り合わせ等、行ってございます。

以上でございます。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 今の質問の中で、もともと米、1万4,000円が、今度、酒米に変えて1万8,000円になるよということなのですけども、ちょっと私も農業関係、余り詳しくはないのですけれども、例えば米を酒米に変えるときの、やっぱり、例えば野菜でいくと、例えば土を変えたりとか、整備の部分のお金が、多分、生産者さん、多分かかるかと思うのですよね、作るに当たって。本来であれば、そういう部分に対しても、要

は補助を出すよと。例えば周りの用水の整備とか、それに伴うそういった整備とか、そういうのも含めて整備費、今回の補助金の中に含むというような感じであれば非常にいい、それがメインかなと私はちょっと捉えていたのですけれども、例えば農家さんが今、この部分で、実際、見合うのかどうか。多分、そういった一切基盤整備のあれがないまま、10%のあれがあるから、生産者としてはそれでいいですよという、そういうようなものになっているものなのか、ちょっとその辺、もう少し分かれば教えてください。

あと、ナンバー10のほうの、これ、ちょっと確認なのですけれども、これは除草剤とか肥料はまとめて入札しているのか、個々に分けてやっているのか、そこだけ、ナンバー10については教えてください。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 順にお答えいたしていきます。

まず、1点目の件でございますが、農業者様におかれましては、米を生産するときには、主食用米であっても酒米であっても、当然、田んぼに肥料など使うのですけれども、そういった経費といたしまして、どちらの米を作付けしても、ある一定程度の経費というものは、農業の経営上、かかりますので、そこは販売額がやっぱり高いほうが、その分、収益となるというような考え方でございます。

2点目の件でございますが、基本的には、その使う薬剤に関してはまとめて購入してございます。ただ、肥料に関しては、使う時期もございますので、春、秋、使うのですけれども、それはそのときに応じてまとめて、春用、秋用という形でまとめて購入する形になります。

以上でございます。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 では、補足答弁させていただきます。

中山間の国からの補助の関係でございますけれども、課長から説明したとおり、まず、この補助制度が、皆様に追加資料で配りました説明書にも書いてございますが、あくまで対象が施設整備等

という、この部分でこの事業が動いているということ、まずはそういう形で、国から、今回は酒蔵の施設を造るのに、この施設等から該当するよということ、補助制度の認可を受けていると。その条件といたしましては、地元の農家のために、収入が、販売額が10%上がるということでございますので、先ほど課長からありましたけれども、1俵当たり1万8,000円ということで、これは通常の米の単俵より10%以上高い価格で、なおかつ計画栽培ですから、契約をもって、その事業者と農家さんが契約に基づいて酒米を作っているということでございます。

それと、先ほど課長のほうから、令和4年度が目標年次になってございますけれども、資料の4ページで書いているとおり、対象となる農地面積18.5ヘクタールということで、最終的にはこの18.5ヘクタールに向けて、事業者側も地元の農家の方々にも協力を得ながら、この計画を実施していくということで御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○横田委員長 あとありますか。

平松委員。

○平松委員 今の中山間の補助というのは、単年度で終わるものなのですか。また続く可能性があるものなのか、ちょっとそこを教えてください。

それと、ナンバー12の12、委託料の中に、森林経営管理委託業務と、間伐材利用製品製作の委託業務とあるのですけれども、これは今までない項目なのですか、今までも毎年ずっとあるものなのですか。それであれば、どこに委託をしているのかをちょっとお聞きしたいなと思っております。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、順にお答えしてまいります。

1点目の、事業の件でございますが、今のところ単年で終わる事業として聞いてございます。

2点目の、ナンバー12、林業費の委託料でございますが、森林経営管理委託業務でございます。これは中身といたしまして、平成31年4月に施行されました森林経営管理法に基づきまし

て、経営管理基本業務と森林経営管理意向調査業務の二つの業務を委託してございます。これは委託先といたしましては、七飯町森林組合のほうに委託してございます。

そうしまして、間伐材利用製作委託業務でございますが、こちらのほうは、間伐材を利用した製品を公共施設に設置しまして、町民が木と触れ合うことを目的として行いました。使用する間伐材に関しては、可能な限り町有林のものを使用して行っていきたいというように考えながら、今回は木製のベンチを作製いたしました。

以上でございます。

木製ベンチの委託先でございますが、すみません、ちょっと手元に資料がないのですが、民間業者1社につくっていただいております。これは時期的なものがありまして、一遍にはつくってないのですが、1年間の中で何回かに分けて造ってございます。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 中山間のほうの補助金ですけれども、単年度かということなのですかけれども、例えば施設で、販売をするための施設を新設する、増設するといったら、来年度もこういう補助制度があればの話でしょうけれども、該当するのかなと思ったので、ちょっと確認をさせていただきたい。

それから、委託業務は森林組合に出したということで、説明としては分かるのですけれども、実際問題、森林の経営方針、方針というのかな、内容を、ふだん、ずっと森林組合がやってきている、そこに委託してしまうというのは、何ら新しいことにつながらないような気がするのですけれどもね。例えば民間の経営コンサルだとか、そういうところで、こういうことに利用できないでしょうかみたいな、そういう提案を受けるための業務ではないということなのですかね。

それと、金額は少ないのですけれども、木材製品の委託というのも、これも何か、せつかく毎年毎年、この森林環境譲与税というのは来るのですから、何か新しいことにつながるような、そういう提案みたいなことができないのかなと思ったの

ですけれども、ちょっと、使い方に関しては文句がないのですけれども、この先に対して、同じような流れでいくのは少し寂しいなと思ったものですから、お考えあるのでしたらお答えください。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず1点目でございますが、現在の考え方といたしましては、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づいて行っておりますが、現状といたしましては、今段階では適切に管理されていないというように思われる森林所有者への、まずは管理の状況等、調査して、今後、進めていきたいというようなことで行っているものでございます。

2点目につきましては、今後、議員のおっしゃるようなことが可能であれば検討して、ほかの、ベンチ以外に何かできないか、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 申し訳ないです。町のほうで森林所有者に対してアンケートというか、調査している、その分のお金ということなのですか。

○横田委員長 平松委員、それ、ちょっと一般質問ではないですかね。

答えられる中で、農林水産課長、答えてください。

○村上農林水産課長 森林所有者への管理の状況などの調査、アンケート業務などを委託して行っております。

以上でございます。

○横田委員長 あとございますか。

上野委員。

○上野委員 それでは、2点ほどちょっとお伺いします。

まず、ナンバー3の、北海道農業次世代人材投資事業補助金112万5,000円ということで、1件の事業が行われるということになっていきますけれども、この内容について、ちょっと説明。

それから、2点目は、ナンバー12の18節ですか、北海道林業木材産業人材育成支援協議会負担金、3万円入っていますけれども、この事業と

して、森林整備担い手対策推進事業補助金10万9,720円、それから、未来につなぐ森づくり事業補助金187万7,244円、木育活動支援補助金15万円と、これについて、ちょっと中身、少し分かるように説明をお願いしたいなど。

以上2点、お願いします。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、順にお答えしてまいります。

まず1点目、北海道農業次世代人材投資事業補助金でございます。こちらに関しましては、新規就農者の方、新規に農業をやられるという方に対しまして、最大5年間なのですが、要件を満たすことによりまして、補助金が交付されるということでございます。この交付金は間接補助金でございます。道から町で、農業者のほうにお渡しする、歳入歳出同額の補助金でございます。今回は、通常、年間150万円が支給されますが、この方は半期分で、夫婦でこの方は就農されましたので、夫婦の場合は1.5倍の金額が補助されるということで、75万円の1.5倍で112万5,000円補助されているというもので、これは新規就農する方に、条件を満たした方のみでございますが、補助されるという間接的な補助金でございます。

2点目でございます。北海道林業木材産業人材育成支援協議会負担金3万円でございますが、これは令和2年、2020年4月開校してございます、北海道立の北の森づくり専門学院、略称といたしましては北森カレッジと呼ばれているものでございます。これは北海道が設立いたしました、北海道で唯一、林業の関係の専門学校でございます。この学生の就業を支援する目的といたしまして、負担金3万円、支出してございます。この就学した学生が、後に林業に携わるということで、支援していくというような目的がございます。

続きまして、森林整備担い手推進事業補助金10万9,720円でございますが、これは年間140日以上、林業で働いた森林作業員の育成確保を図るため、作業員、事業主、市町村、北海道が一定の掛金を出し合いまして、作業員の就労日数に

応じた奨励金を交付することを目的としておりまして、七飯町民に関しましては、今回、6人分の負担金を北海道造林協会に補助してございます。

続きまして、未来につなぐ森づくり事業補助金187万7,244円でございますが、これは公益的機能の発揮に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の確実な植林等を支援するものでございます。これは特定財源といたしましても115万5,226円を受けている事業でございます。

続きまして、木育活動支援補助金15万円でございます。これは町内の森林や、歴史のある立木、木材利用のよさを町民に広く知っていただくために、そういった活動を行う団体に対して、活動費の一部を補助するというので、15万円支出させていただいております。

以上でございます。

○横田委員長 上野委員。

○上野委員 人材育成の件なのですけれども、七飯町は農業が基幹産業でして、今、高齢化、そして次世代への継承ということがなかなか思うように進まないような状況の中で、このように次世代の、これは新規参入ということなのですけれども、後継の場合はこういう支援はないのかどうかというのと、それから、新規に関しても、できればこういう制度がありますよということが広く知られて、町内でそういう新規参入の農家が増えるということは非常に大事なことなのですけれども、その辺について、どういう状況なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、未来につなぐ森づくり事業補助金についてなのですけれども、これ、伐採と、それからその後の対応に支援というようなことだということなのですが、今回、森林環境譲与税というのが導入されて、町のほうにも相当な金額が入って、今回、769万2,160円が基金に積み立てられたということなのですけれども、この林業推進のために、この基金が今後どのように使われようとしているのか、今回のこういう未来につなぐ森づくり事業とか、そういったいろいろな林業活性化への取り組みが今後必要かと思われるのですが、そういった点について、もう一度お願いしたいなど。

以上です。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

農林水産課長の答弁から入ります。

農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、1点目から順にお答えしてまいります。

先ほどの人材育成投資事業でございますが、これはあくまでも新規に農業を始めるというような方に対する事業でございます。後継者の方はこの要件には、中身としては合致してこないようなものになります。後継者の方的には、事業の継承ということで、盤石な体制の中、引き継いでいただけるよう、町としてもできることはバックアップしていきたいというような考え方で進んでございます。

2点目の、森林環境譲与税の関係でございますが、市町村においては、譲与税について、間伐材や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等に充てることとされてございます。そういったことでございますので、その目的に沿って利用していきたいというように思っていますので、現在、そのような考え方で検討しているような状況でございます。

以上でございます。

○横田委員長 上野委員。

○上野委員 お答えいただいたので、ある程度分かりましたけれども、新規にしても、それが今回、1件しかないというような状況ですので、そういった事業を支援するということを周知徹底して、そういった事業を始められるような支援といえますか、これに対して何らかの方向性を持ったほうがいいのではないかと思うのですが、そういうことでいえば、周知徹底を初め、こうした新規の支援事業として、何かもっと積極的な方策、それを考えてしかるべきでないかというふうに思いますが、その辺についてちょっと。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 農林水産課といたしましては、順次、活用できる事業等を、農業者、農業者団体の方と相談しながら、日ごろより進めてございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○横田委員長 次、ありますか。

坂本委員。

○坂本委員 共通様式の5番ですけれども、多面的機能支払事業補助金で7,700万円ほどあるのですけれども、これ、七飯町全体、8区域で実行されているのですけれども、主にその地域、地域の事業の大きさ、種類、もし分かったら、今ここで言うということは大変だと思うので、資料でもしあれだったら、後で十分ですから、出してもらえ。今、答弁できる。金額でなくて、事業、どういう事業をやっているか。ここで見ると、田んぼと畑と草地、区分されているのですけれども、七飯町全地域で行っているのですけれども、その地域、地域で、同じような事業をやっているところもあると思うのですけれども、その地域、大中山だったらどういう事業、大沼だったらどういう事業ということで説明してもらえれば。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 お答えしてまいります。

議員のおっしゃるように、この多面的機能支払事業でございますが、現在、8地区で行ってございます。基本的には、その8地区の中で、いろいろ場所によりまして、やっぱりどうしても日ごろ困っていることとか、こうしてもらいたいというようなことの話というのが様々ございます。それで、その地区によりまして、例えば農道の補修をしてもらいたいとか、草、農道の草刈りとか、いろいろ用水の補修をしたいとか、いろいろその地区によって中身が変わります。その都度その都度、その地区の役員さんと相談しながら、現在進めている状況でございますので、どうしても金額も総体の金額が決まっておりますので、できることとできないことと、先延ばしできることとか、いろいろ整理しながら、地元の方と協議させていただいて、今、いろいろな、名前も多面というような形になっているのですけれども、いろいろな形で、小さいことから、少し大きなことまで、調

整しながら行っているというのが実情でございます。ですので、中身としては、いろいろな細かいことがございますので、主なものとして、そういった道路の補修とか、用水の補修とか、そういったことが主なものとなります。

以上でございます。

○横田委員長 坂本委員。

○坂本委員 分かりました。

○横田委員長 よろしいですか。資料はいいですか。資料は要らないですか。

○坂本委員 出すにいい。

○村上農林水産課長 繰り返しになりますけれども、毎年そういった細かい仕事などが主なものですので、ちょっと資料となりますと、なかなか整理し切れない部分というのは出てくると思いますので、御理解願えればと思います。

○横田委員長 ほかにありますか。

若山委員。

○若山委員 ちょっと見ていたら付箋がいっぱい立ってしまったので、ちょっと数があるかもしれないのですけれども、順次、確認していきたいと思います。

まず、様式ナンバー3のところの、同僚議員からも質問出ていましたけれども、中山間地域所得向上支援事業補助金、2億円の関係なのですけれども、この資料要求したのは僕で、出していただいてありがとうございます。お手数かけました。

これで僕が気になったのは、この2億円は、貸し出しではなくて渡しきりであって、これに対して、例えば事業が1年後に頓挫したとか、そういうときに、ペナルティだとか、逆に企業側、この交付金を受けた、補助金を受けた企業が何かあったときに、町にその責任とか、そういうものが発生しないのかどうか。あるいは、毎年、事業の内容を、交付先としての町が責任を負ってその内容を確認する義務があるのかどうか。これでいくと、国から都道府県に行って、都道府県から市町村、市町村から農業者団体等に行くという形になっていて、町が介在する形になっていきますので、それとして、この仕組みの中に、町が毎年その事業報告書を受けるとか、どういうあれをしているとか、そういうようなことをやる義務があっ

て、それを確認して、道のほうに報告するような、そういう義務があるのかどうか、そのところを、何年ぐらいそれがいいのかどうかというのを確認したかったです。何か事業を途中でやめてしまったときに、町に何か負担が発生しないのかどうかというところをちょっと確認したかったので、この資料を要求しました。

それで、ここに書いているとおり、1万8,000円の複数年契約とかとあるのですけれども、これは何年ぐらい、今既に契約になっているのかどうかとか、地域内雇用の創出とかあるのだけれども、これについてはどのくらいの雇用があるのかどうか、あるいは、酒造施設見学の受け入れとかあって、結構盛況なのかなとあるのですけれども、その状況について、コロナ禍ではあるのですけれども、町としてどのように把握しているのかどうかというのを、もしつかんでいたら教えていただきたいなというふうに思います。

それと、一番この資料の最後のページのところで、当年度予算ということで、全体事業も含めてあれですけれども、4億888万1,000円の計画の中で、2億円というのは、これはどれに該当するのですか。国費のところの1億8,500万円が2億円、これ、予定なのであれですけれども、2億円が、この4億8,000万円の半分の2億円が国費ということなのでしょうか、それとも、2億円のほかに、国費からまた1億8,500万円というか、そういう何かがあるのか、この資料の見方、ちょっと、これ、足すと2億円になるのか。(発言する者あり)そういうことですね。上の地域連携販売力強化施設と農産物等処理何か施設で、上と、2段足すと2億円になるということですね。どうも失礼しました。それはちょっと分からなかったので、その50%以内、4億円の50%以内だから2億円、補助金が出ているということですね。

その辺について、そうしたら、ちょっと今の中山間のやつでお願いします。

それと、様式ナンバー5の、今も同僚議員が出しましたけれども、土地改良総務費で、北海道多面的機能支払い事業補助金というのが結構な額で出ていて、この事業があるのですけれども、これ

はこちらから要望して出してもらう、そういうものなのか、毎年やっているものなのか、今年予算にはないのですけれども、このときだけ特別なものということで、何かものだったのでしょいか、一時的なそういうものかということだったのかどうか、そのところでちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、様式ナンバー10のところで、町営牧場運営費で、これでいくと、支出額と特定財源が大体イコールで、とんとんという形なのですけれども、それで、去年とのちょっと比較をしてみたら、去年は支出額が2,000万円で、何が違うのかなと思ったら、臨時職員4人分の賃金とかがあって、これは雇わなくてもよくなったのか、それとも別枠で、会計年度任用職員とか何か、そちらのほうにいて、その金額等については同じ実績が別にあるよということなのかどうか、そのところだけちょっと確認させてください。

それと、様式ナンバー12の林業費のところの、七飯町森林環境譲与税基金とかあるのですけれども、この特定財源の書き方で、予算額八百五十何万円あって、決算額86万円とかになっていて、これ、ちょっと書き方おかしいのではないですかね。決算額、同じような額、入ってきているのではないのでしょうかね。なおかつ、ここで残額769万1,160円は基金へ積み立てとなっているのですけれども、実際の基金の積立額は769万4,711円になっているのですけれども、それとの関係。それと、この決算書の一番最後のページの積み立ての基金のページを見ると、769万4,711円になっているのだけれども、総務部のときの説明のあれでいくと、この表側の契約書も、769万3,711円で、1,000円、何かちょっと合わないのだけれども、聞く部署が違うのかもしれないのだけれども、そのところをちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、ちょっと飛ばして、様式ナンバー15のところで、これは質問というよりもちょっと意見になるかもしれないのですけれども、3月定例会で全額補正して、ゼロにしているのですけれども、3月に災害が発生するとか、そういうような

ときの対応というのは、これは補正予算のときに質問すべきものなのかもしれないですけども、3月終わってみるまで、事故が発生した、しないというのは分からないのかなと思って、ちょっと残しておく必要がないもの、ゼロにしてしまってよかったものなのかなというところを、ちょっと考え方を教えていただきたいなというふうに思います。

それと、様式3のところの1枚目、収入済額が何か9,000円、9,000円、9,000円とずっとあって、去年の説明を聞いたら、1年に1万円ずつ返すのだとかというようなことで頑張っているのだという話をしていたのですけれども、1万250円とか何とかという支払いがあったのですけれども、これ、9,000円になったとかというのは、その辺の状況というのですか、金額は少ないのですけれども、ちょっとそここの状況を分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

とりあえず以上です。

○横田委員長 農林水産課長。（「委員長」と呼ぶ者あり）

畑中委員。

○畑中委員 お願いなのだけれども、答弁する際に、できるだけ課長さん方、マイクに近づいてほしいのですよ。例えば若山委員の発言のように、すごく声が高い人であればいいのだけれども、どうしても聞こえない場合がありますので、できるだけ近づいて話していただきたい。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、順にお答えしてまいります。答弁漏れがございましたら指摘してください。

まず、中山間の2億円の件でございます。これは議員のおっしゃるとおり、道のほうに実績などを報告していくというようなものになりまして、事業が始まりましたら、随時指定、指示されている期間は報告してまいるといったような形になっています。

今、契約栽培の関係も、令和2年については5件の農家と行ってございまして、今後、農家さんを増やしていくというような形で、面積も目標に

向かって、今、伸ばしていつている状況でございます。

あと、最終的に2億円の話があったと思うのですけれども、今現在は目標に向かって進んでいるような状況でございまして、北海道を初め関係機関、この事業に関して、最大限、できることをサポートしながら進んでいるような状況でございますので、まずもってこの補助金はあくまでも事業者に対する補助金でございます。ですので、令和4年度には達成できるというような形で進んでございますので、御理解願えればと思います。

ナンバー5の北海道多面的機能支払事業補助金でございます。この件に関しては、今後も続いていくということで、5年を1期として作成されていくような国の事業でございます。今のところはまだ打ち切るというような話はありませんので、進んでいく形になります。この金額は、この管理をする農地面積に応じて単価が決まっております。それに依りて国のほうから補助があるというような中身になります。これも令和2年においても補正予算でちょっと上げさせていただいてまして、当初に関してでは、国のほうから幾らの金額出ますよという確定がないものですから、当初予算には載っていないというような形でございます。

ナンバー10の城岱牧場の関係ですが、議員のおっしゃるとおりでございます。人件費に関しては、総務費のほうに一括して上げるという形で、個々の管理をしなくなったというような形でございます。

あとは、ナンバー12、七飯町森林環境譲与税の関係でございますが、これは基金に積み立てした残金をちょっと決算額として載せていたのですが、それで、確かに決算書との数字が多少違うのですが、これは積み立てするときの利息分などの経費がございまして、その分の関係で金額が少しずれるというような形でございますので、内容としてはこのような形となっております。

ナンバー15の予備費の関係でございます。これは確かに議員おっしゃるとおり、3月末まで、実際は何があるか、この予算の時期には、未来のことですので、分からないことなのですが、後の

天候などを見まして、最終的には、何かありましたら、予備費などを活用させていただいて、取り組んでまいりたいというような考え方で、このときは、3月末まではないだろうというような形で、全額予算を減してございます。

あと、様式3についてでございます。確かに収入する金額が調定額に対してとても少ない状況でございますが、私どもも、少しでも早く収入できるように、当事者と常に相談しながら行ってございます。なかなか、本来であれば一括でいければいいのですけれども、本人も限られた生活費の中から捻出しているという金額でございまして、出せるだけという言い方はちょっと適切ではないですけれども、なるべく多く収入できるように、本人と話し合いしながら、常に進めている状況でございまして、どうしても生活困窮というような形で、先ほど説明させていただきましたけれども、そういった実情がございまして、ただ、粘り強く収入できるように交渉しているというような状況でございまして。

以上でございます。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 それでは、補足答弁させていただきます。

若山委員から、12番の特財の表記がちょっとどうなのかという質問でございます。表記の仕方といたしましては、森林環境譲与税として、年額855万8,000円、全体としては入ってくるという予算を立ててございました。そのうちの、個々の事業に財源充当できるという考え方のもとに、86万6,840円というのを決算という形で表記しています。

結果的に、残りの部分というのは、担当が違うということになると語弊がありますけれども、本来であれば、事業があればすぐ使途としても使っても構わないという譲与税でございましてけれども、なかなか今、状況として、民有林の活用ということも調査しながら押さえている状況でございまして、そのために、使える部分は使いますが、残った部分は基金として、次の年以降の事業に支消する、いわゆる使ってくださいということになりますので、なおかつ、これは国民1

人、納税、町民税に係る方々から、令和6年度から1人1,000円という形で、国税として負担していただくものですので、使途を必ず明記しなさいということで、法律上、ありますから、そこで使われた部分、また、未使用の部分は基金に積んで、次の年にこういう事業に使いましたよということで、周知していかなければならない制度でございまして、そういう形で、ちょっと表記のことについては、ちょっと一考させていただきたいと思っておりますので、今回はこういう形で記載したということで御理解ください。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 今、部長がおっしゃったところで、この資料の様式からいくと、決算額は逆に856万円ということで、予算はこうだったけれども、決算額は、執行額はこうでしたよという、そういう資料なのかと思って、ほかのところも全部そうなっているので、ただ、そのうちこの金額を使いましたよということで、別に下に注記でもしないと、合わないのかなという感じで、ちょっと書き方があれなのではないかという、分かりやすく書こうとして、かえってちょっと書き方が違うのではないかなと思ったので、ちょっと確認しただけでございます。

先ほど様式3の中山間地域所得向上支援事業補助金の関係なのですけれども、ということは、町はもう、報告書の義務があるけれども、その後、町が何かしなければいけないとか、1年後に事業がうまくいかなかったとしても、何ら責任はないものだということで考えてよろしいわけですね、2億円渡しきりということで。今、順調にいらいますので、問題ないと思うのですけれども。

それと、道のほうに毎年報告するというようなことなのですけれども、それについては、正式な報告書というのは、何という報告書なのか、いつ出すのかということで、できればその報告書は、我々、毎年、数年は確認させてもらいたいなと思って、こういう決算のときに資料を出してもらいたいなという感じで思うのですけれども、枚数だとかそういうもの、どんな名前のもので、どう

いうものなのか、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、先ほどちょっと提出いただいた資料の中の書いている文章を引っ張って、地域内雇用の創出の状況だとか、見学の、現在どのくらい来て、どういう盛況ぶりなのか、そこのところをもし分かれば教えていただきたいということで、把握していなければいけないということで別に構いませんので、そこのところを、この項目では一度お願いします。

それと、様式5のところ、5年1期ということで、分かりました。これについては、そうすると、要望を集めておいて、そのタイミングで町が申請をするとか、そういうようなことでこの事業補助金が起動するというふうに考えていいのかどうか、そこのところをちょっと確認です。

それと、農林水産課に聞く話ではないのかもしれないのですが、この決算書上の森林譲与基金の中の、実際に積み立てた金額は769万3,711円なのだけれども、基金の年度の移動額というのが1,000円合わなくて、769万4,711円なのなのですが、これはなぜ発生するのか、ちょっと分からないので、間違いなのか、それとも何か僕の分からないところのあれなのか、たまたまここに金額があったので、実際、どうなっているかをこれで見たら、ちょっと数字が違っていたので、そこのところはどうか考えればいいのか、ちょっともう一度確認させてください。

以上です。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、中山間事業の関係でございますが、雇用のほうは、職員の方、数名雇用しているということで、実際、事業のほうは始まってございますので、そういった形で聞いてございまして、ちょっと見学に関しては、今、コロナ禍もございまして、今、大きい団体の人数などを受け入れているということは伺ってはございません。

あと、この報告書の名前にしてなのですけれども、ちょっとすみません、今、手元に、ちょっと資料を持ってございまして、報告書というの

はあるのですけれども、正式な名称等、すみません、今ちょっと申し上げることができませんが、報告書というものは必ずしていくものでございます。

多面的事業の関係でございますが、事業の申請というよりは、管理する農地の面積に応じて、あらかじめ単価が決まっております、畑、田んぼ、牧草地の単価が決まっております、その面積に応じて歳入があるというような形でございます、それに対して、あるお金の中で、地元で困っていることとか、農業に関するやっていると、そういったことを地元と協議しながら進めているというのが実情でございます。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 若山委員の、基金の端数の積み立てという部分の質疑だと思いますけれども、一応譲与税基金のこういう管理、福祉基金もそうですけれども、その積み立てに関しては、総務財政課のほうで管理していますので、ちょっと何とも言えませんが、基金を創設して、わずかながらでも基金を積み立てしてございます。その中で、年数を経過した中で、利息というものもつきますので、ちょっと確認はしてございませぬけれども、端数の関係は、そういう利息をプラスして、今回の令和2年度に交付された剰余金の財源として使途された部分を除いた金額と、その積み立て部分の利息ということの、合算して積み立てされたものだというふうに認識してございますので、詳細な内訳ということになると、ちょっと答弁できませんけれども、そういうふうな基本的な考え方で御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 まず、そうしたら中山間資金の報告書はまだ1回も出していないのでしょうか、それとももう既に1回目の報告は出しているということであれのでしょうか。できれば、報告書を出しているのであれば、そのタイトルだけでもコピーか何かいただければ、今後、こういう資料をお願いしますということで、非常にあれなのですけれども、そこのところをちょっともう一度お願いしたいなど。

それと、森林譲与基金の積み立てのやつについては、確かに総務部に聞くべきだったのだと思うのですけれども、ここに書いているので、確認したら分かったことなのですから、一般の148、149ページで、森林環境譲与税基金額が769万3,711円ということで積み立てられていて、このように共通様式で説明を受けています。それが今度、この資料の402ページ、403ページの七飯町基金の決算年度中増減高のところが769万4,711円になっているので、この理由は何なのかなとちょっと思ったので、御存じだったら教えていただきたいという、そういうことでございます。利息がどうのこうのということではないのかなと思うのですけれども、当年度中の増減額で、こっちは幾ら、年度中に積んだというあれなので、その差が何でなのかなと、総務部のときに聞けばよかったですけれども、もし分かったら教えていただきたいと、そういうことです。

○横田委員長 若山委員、今の基金については、総務財政課のほうから資料をもう1回、どの数字が正しいのかというのは、聞いてお返事するのはいかがですか。農林水産課に聞いてもちょっとわけが分からないということで、この作成した……（発言する者あり）いいですか。

農林水産課長。

○村上農林水産課長 先ほどの中山間事業の報告でございますが、令和2年度に関しては、一応報告してございますので、報告しているものというのにはございます。ただ、すみません、ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほど名称、その名称的な、正式な名称、それはちょっとすみません、私、今、手元で記憶してございませんので、正式な名称、後ほどお伝えするというのではどうでしょうか。

基金の積み立てに関しては……。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 若山委員の基金の関係でございますけれども、農林水産課といたしましては、決算書の一般、14ページ、15ページに、森林環境譲与税として歳入決算が855万8,000円と書いています。これに関して、一部、財源とし

て使いましたよと。残ったものを表記したということで、その後の積み立ての部分については、大変申し訳ないですけれども、ちょっと何とも答弁できませんので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 分かりました。すみません、聞く場所が違うということで、基金については分かりましたので。

中山間、資金の報告書について、ものすごい分厚いものなのではないでしょうか。薄いものであればコピーをいただきたいというか、資料の追加をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 ただいま若山委員から、中山間の決算書というのですか、道に提出した書類について、追加資料としていただきたいというのですけれども、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○横田委員長 では、お願いいたします。

あと、若山委員、いいですか。

○若山委員 はい。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 様式3の資料なのですから、この下段の滞納繰越分の年度なのですよ。例えば5、6、7という年度がございませぬ。これは平成なのですか、それとも西暦なのですか、それとも、令和ではないです。ですから、この年度は何なのか、それがまず1点。

それから、確かに収入未済が出るということは、農家さんが大変経営状態が悪くて、困っていると思うのですけれども、ただ、どうなのでしょう、調定額のところ、あるいは収入未済額のところに件数とございませぬ。1、1、1、1とあります。ただ、その中で、雑入と、節目のところ、説明のところ、雑入、あるいは物品売払収入とあるのですけれども、これは雑入の場合は名前がついています。肉牛の自己賠償金と、これは分かるのですよ。それから、その次の物品売払収入というのは、多分、乾牧草か何かでないかなというふうに私は認識しているのですけれども、

まずそれが間違いないかと。私は、今聞きたいのは、この件数が1、1、1、1となっているのだけれども、これ、農家さん、何軒なのでしょう、か、実際。

それから、多分、こういう収入未済のときには、督促というのは年に何回ぐらい出されるものか。そして、その返答なり単価が、収入しているのが多分少なくて、これ、何かしらしばらく納入されていないのではないかなという思いがあるのですけれども、そうなれば、一般的な収入未済の場合は、例えば町の場合では、5年間、収入できない場合には、不納欠損処分だとか、そういった処分はなされないものかどうか。例えばこの農林水産の場合は何年たたなければ駄目だとか、それから、不納欠損処分にするには、例えばどういう調査をしてから不納欠損にするのか、この辺をもしお答えいただきたいなと思います。

以上です。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、順にお答えしてまいります。

1点目でございますが、年度の単位でございますが、申し訳ございません、これは和暦でございます、ナンバー1であります、5年度、6年度、7年度となっているのは、平成でございます。

ナンバー2に関しても、滞納繰越処分の年度に関しては、平成になります。

ナンバー1の農家軒数でございますが、これは調定額、収入済額のところに1軒という形で入れていますけれども、これは全体で1軒の農家さん、1人の農家さんに対して、年度ごとに調定が残ってございますので、年度の調定ごとに納めていただいているということでございます。これは全体で、ナンバー1は1軒の方でございます。

それと、物品売払収入に関しては、これは中身といたしましては乾牧草ではなく、名称にもありますが、肉用の牛になります。

あと、不納欠損の考え方なのですけれども、税金とは違って、これは負担金としていただいているというものでございますので、担当といたしましては、完済、完済という言い方は変ですけれど

も、完納していただけるように、常日ごろ、連絡しながら、状況としてはどうだろうかという相談をしながら、納めていただいているものでございます。

以上でございます。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 今、年度のところを聞きますと、平成というから、かなり前ですよ。平成7年といたら、何年たっているのだろう。20年はたっているのかい。それを帳簿に載せておいているわけだね。農家さんも困っているか分からないけれども、例えば、担当課さんに悪いのだけれども、今年になって、何回、こういう支払いのほうに相談だとか持ち掛けたのですか、催促されたのですか、今年になってから。あるいは去年だとか。いつ、こういう農家さんにやっているのか。ただ手紙か何か、督促状みたいなのでやるのかどうか、その辺について教えてください。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 いつやったかという話でございますけれども、ちょっと今、詳細には押さえてございませぬが、年数回、お手紙や、また、電話連絡などしまして、このナンバー1に関しては、直接本人も窓口に来て、お話ししながら、納めていただいておりますので、本人も、頻繁ではございませぬけれども、役場のほうの窓口に来ていただいて、相談しながら納めていただいているというような形になってございます。

以上でございます。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 それでは、畑中委員の質問に対して、ちょっと補足答弁させていただきます。

担当課としても、早く整理はしたいと思っております。ただ、やはり当初から生活困窮によって分納誓約を結んでございます。その分納誓約を履行していただくように、担当としても努力してございます。これが全く、幾ら催促しても納めていただけないという状況がある程度見込めば、そのときのまた対応ということもあるのでしょうか。約束した本人が、金額は大小あるかも分かりませぬけれども、困窮の中から納めていただいている。また、当時の事業をやっている方々の

公平性を維持するためには、やはりこういう形で分納誓約をして、わずかでも納めていただいているということの本人の努力も考えながらいるという状況で、担当としてもなかなかちょっとすきとした状況にはならないのですけれども、今後も早目に何とか納付できるように、根強い、分納誓約してございますので、それらの履行を何とかお願いしていくという形で事務対応していきたいと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 もう1点だけ聞きたいのですけれども、例えば物品売払収入、四つ、年度ごとにありますよね。これ、例えば牛4頭をあれしたということでもいいのかな。

まずそれ1点と、それからもう一つは、現在も畜産業を営まれているのかどうか、もう廃業してしまって、誰も後継ぎとかいなくて、そういう状態にあるのか、その辺、ちょっとだけお知らせください。

○横田委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、お答えいたしますが、畑中委員のおっしゃるとおりに、頭数4頭だということにちょっと記憶はしています。

現在もこの方は営農されている状況でございますが、先ほど経済部長からもありましたが、本人も少しでも返していただけるというような考え方で、お互い共通認識を持ちながら納めていただいているというような形になります。

以上でございます。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 担当課にはこういう古いものを、こげつきですよ、これを回収するというのは大変難しいなど。相手にとっても、なかなか酷なことだなど思うのですけれども、立場上、ひとつ頑張ってくださいなど思うのですけれども、それで終わります。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 質問ではございませんでしたけれども、力強いお言葉いただきましてありがとうございます。担当としても頑張りますので、よろしく願いいたします。

○横田委員長 あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって質疑を終了します。

以上で、農林水産課に対する審査を終了します。

農林水産課長、御苦労さまでした。

1時まで、暫時休憩いたします。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

明日は教育委員会の審査となっておりますが、教育長より、審査に同席したい旨の申し入れが来ております。教育長の同席を許可してよろしいでしょうか。

中島委員。

○中島委員 今、委員長のほうから、教育長のほうから話があったということでございますけれども、事務局のほうにちょっと聞きたいのですけれども、決算委員会には町の三役は出られないと、出ないのだということになっていきますし、私も三役が出た記憶が全くないのであるけれども、その辺は事務局のほうでどのように捉えておりますか。

○横田委員長 議会事務局長。

○広部議会事務局長 ふだんであれば出ている記憶はございませんけれども、副町長が出たりしたこともあったのではないかなと思いますので、皆さんがよければ呼んでもいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 中島委員。

○中島委員 三役が出たいという話があれば、町長総括というのがあるのですよ。総括の部門には必ず副町長、教育長、出てきますから、それはそのときに話があるのであれば、その時点で僕はいいのかなと思います。決算委員会に呼ぶ必要は僕は全くないと思います。私はこれは反対したいと思っています。

○横田委員長 あと御意見ありますか。

川村委員。

○川村委員 私も議会に入ってから、決算委員会

とか予算委員会とかでも三役が出たことはないのですけれども、例えば仮に次長がどうしても当日出られないので、教育長が出るよとか、例えば誰かが当日出られなくて、かわりに出てくる、例えば部長がいないので、副町長が来て対応するとか、そういった部分であればしようがないという部分もあるかと思うのですけれども、今までそういった教育長が出たりとか、そういったのがないのであれば、今までどおりやるべきではないのかなとは思いますが。

○横田委員長 あとありませんか。

中島委員。

○中島委員 私は、やはりこういう前例はつくるべきではないと思います、議会において。

○横田委員長 あとありませんか。

そうしたら、今、中島委員からは、過去にそういうことがないので、今までどおりの流れでやっていったほうがいいのでないかということと、同じようなことで川村委員からも出ております。そういうような、そうしたら今までどおりということではよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 では、今までどおりということで、教育長のほうには連絡いたします。

次に、商工観光課の審査を行います。

商工観光課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。特別会計についても併せてお願いします。

商工観光課長。

○福川商工観光課長 それでは、私のほうから、商工観光課所管分の令和2年度決算につきまして、まず一般会計、こちらは共通様式に基づきまして御説明をさせていただきます。

ナンバー1番、決算書ページ数は120ページからで、事業決算名は食品衛生費、予算現額は4万円、支出済額も4万円、執行率は100%で、事業内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー2、決算書ページ数は136ページからで、事業決算名は労働諸費、予算現額は4,160万3,000円、支出済額は4,129万1,691円で、執行率は99.3%でござ

います。

このたびのこの事業につきましては、事業内容におきまして、18、負担金、補助及び交付金のうち、一番下の欄になります。観光客受け入れ環境整備事業補助金を支出してございます。こちらの補助金につきましては、大沼国定公園に訪れるお客様の受け入れ環境を整備するために、公園周遊道路を中心に枝払いを行い、景観の美化維持を行ったものでございます。これらの作業につきましては、通常であれば冬期間の雪と氷の祭典の際に、雪像作製等に従事していただいております季節労働者の方の労働の場としての意味も込めまして、補助金として234万6,691円を支出してございます。

次になります。ナンバー3、決算書ページ数は150ページからで、事業決算名は商工振興費、当初予算額は2,241万4,000円、支出済額は2,186万5,750円で、執行率は97.6%でございます。

こちらのうち、具体的な内容につきまして、18節の負担金、補助及び交付金のうち、中段にございます、創業支援事業負担金、こちらは令和2年度で七飯町で2件の採択を行って、支出をしているところでございます。

また、その下、函館地域経済牽引事業促進協議会負担金でございますが、こちらは函館市、北斗市とともに協議会を構成しているものでありまして、コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種商談会等が中止したことから、予算40万円のところ、支出額は6万240円となっております。

また、こちらの商工振興費の事業費におきましては、例年であればあかまつ納涼祭、それからチビッコ雪まつり等にも補助金を支出しているところでございますが、これらにつきましては中止ということで、このたびの決算ではゼロ円ということになってございます。

次、ナンバー4です。ページ数は150ページからで、事業決算名は商工業経営安定支援事業費、予算現額は3,810万8,000円で、支出済額は3,717万74円で、執行率は97.5%です。

事業の内容といたしましては記載のとおりでございます。

また、こちらには商工業経営安定資金融資補償補給金並びに同利子補給におきまして、国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してございます。

次になります。ナンバー５、ページ数は１５２ページからで、事業決算名は特産品PR事業費、予算現額は４万８、０００円、支出済額は４万６、７２９円で、執行率は９７．４％でございます。

こちらの事業は、町内特産品PRに伴う各種イベント参加経費等を計上してございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種物産展等が中止になったことから、このたびはこの決算額となっております。

続きまして、ナンバー６、決算書ページ数は１５２ページからで、事業決算名はふるさと納税事業費、予算現額は２、４６６万１、０００円、支出済額は１、９１５万４、７００円で、執行率は７７．７％でございます。

具体的な内容につきましては記載のとおりでございますが、今までと比べまして、４月から１０月中のふるさと納税が２割増と、非常に好調でしたが、その後、後半につきましては、例年を下回った納税額となっており、それに伴い、執行率が低迷してございます。

次になります。ナンバー７、決算書ページ数は１５４ページからで、事業決算名は休業要請等協力支援金事業費です。予算現額は２、６１０万円、支出済額も同額で、執行率は１００％です。

新型コロナウイルス感染症に係る北海道の休業要請等に協力する事業者への支援といたしまして、事業を執行しております。こちらも同様に、同感染症対応の地方創生臨時交付金を充当してございます。

次になります。ナンバー８、決算書ページ数は１５４ページからで、事業決算名はクーポン券発行事業費です。予算現額は８、６９７万３、０００円、支出済額は８、６９７万３、２６６円で、執行率は１００％。

こちら新型コロナウイルス感染症による町内消費の喚起等による活性化を図る事業で、こちら

も具体的な内容につきましては記載のとおり、特定財源は同地方創生臨時交付金を充当している事業でございます。

次になります。ナンバー９、ページ数は１５４ページからで、事業決算名、持続化給付金事業費、予算現額は７、０００万円、支出済額は６、７８０万円で、執行率は９６．９％でございます。

こちらの事業費も、新型コロナウイルス感染症による町内事業者への経営持続化の支援として事業を執行しております。こちらにつきましても、同感染症に対応する地方創生臨時交付金を充当してございます。

続きまして、ナンバー１０、決算書ページ数は１５４ページからで、事業決算名は新しい生活様式対応支援事業費で、予算現額は５、６５６万円、支出済額は５、２７０万４、０７０円で、執行率は９８．４％でございます。

こちらは七飯町商工会からの要望により実施した補助事業でございまして、コロナウイルスの感染症拡大防止のための改修備品購入等を支援する補助事業に対しまして補助金を支出しているものでございます。こちらも同様に、感染症対応の地方創生臨時交付金を充当してございます。

次になります。ナンバー１１、決算書ページ数は１５４ページからで、予算現額１、３２７万８、０００円、支出済額１、２５０万５、４９５円で、執行率は９４．２％です。

具体的な内容につきましては記載のとおりでございますが、こちら１８節の負担金、補助及び交付金のうち、中段、環駒ヶ岳広域観光協議会負担金、こちらは、通常予算額は１４７万円を支出してございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、各種事業が実施できなくなり、このたびは８７万円として精算をしているところでございます。

また、下のほう、大沼函館雪と氷の祭典負担金につきましても、イベントが中止となったことから、支出額はございません。

また、一番下、町内観光イベント開催補助金のうち、通常であれば大沼湖水祭りに係る３００万円の事業費を支出してございましたが、こちら中止に伴いまして、決算額は５０万円ということ

になってございます。

続きまして、ナンバー12、ページ数は158ページからで、事業決算名は観光誘客促進事業費、予算現額は4,049万9,000円、支出済額は3,490万5,400円で、執行率は86.2%でございます。

この事業費は、観光客誘客促進に係る経費及び商品造成した事業者への助成金として計上してございます。

具体的な内容は記載のとおりでございますが、こちら、事業実施期間中に新型コロナウイルス感染症が首都圏を中心に猛威を振るいまして、その後、キャンセルが相次ぎまして、結果といたしまして、このような決算額となっております。こちらの事業も同様に、感染症対応の地方創生臨時交付金を充当してございます。

続きまして、ナンバー13、ページ数は158ページからで、事業決算名、観光地整備管理費、予算現額は246万2,000円、支出済額は236万9,935円で、執行率は96.3%。

事業の内容は記載のとおりでございますが、このうち、一番下の負担金、補助及び交付金につきまして、公園美化清掃負担金は、通常であれば40万円を自然公園財団に支出をしている金額でございますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、自然公園財団の駐車場運営事業が実施できなくなり、公園内の東大沼キャンプ場の運営等に係る経費としまして、北海道と協議の上、70万円を増額補正させていただきまして、決算額110万円となっております。

また、特定財源、歳入のところになりますが、2番目、歳入、ページ44ページの諸収入に、城岱牧場展望台ガードレール落書き損害賠償金5万2,000円が歳入として決算しておりますが、こちらは城岱牧場の駐車場にございますガードレールに落書きをされたと、損害賠償事案となりまして、警察とともに加害側と話し合いを行い、示談いたしまして、これらの修復に当たりました消耗品費等の金額を、実額を賠償金として収入したところでございます。

次に、ナンバー14、ページ数は158ページからで、事業決算名は国際交流プラザ指定管理

費、予算現額は1,944万3,000円、支出済額も同額で1,944万3,000円、執行率は100%でございます。

具体的な内容等は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー15、ページ数は158ページからで、事業決算名は道の駅指定管理費、予算現額は2,473万3,000円、支出済額は2,473万1,935円で、執行率は100%でございます。

事業の内容等は記載のとおりでございます。

次に、様式1の御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらは、令和2年度決算において、事務事業予算全額未執行、細節単位で5万円以上の状況ということで記載をさせていただきましたが、この中で、予算未執行額につきまして、記入誤りがございました。8万円と記入されてございますが、5万円の誤りでございます。訂正しておわびを申し上げます。

こちらは、観光地整備管理費の修繕料として、未執行の理由は、施設修繕が生じなかったということでございます。

次に、決算書によりまして御説明をさせていただきたく、令和2年度の土地造成事業特別会計になります。

まず、決算書のページ数は380ページからになります。

まず、歳出でございます。

1款1項1目土地造成事業費は、事業決算名、造成地販売管理費で、予算現額は10万円、支出済額は、一般消耗品費として3万3,000円を支出してございます。

続きまして、ページ数は、土地の382ページ、2款1項1目予備費、事業決算名は予備費で、予算額は90万円、こちらは予備費充用がございませんでしたので、支出済額はゼロ円となっております。

では、歳入にお戻りいただいて、土地造成、ページは376ページで、1款1項1目財産貸付収入は、造成区画地等貸付収入で8万1,120円。

2款1項1目繰越金は、前年度繰越金で142

万5,236円。

歳入合計150万6,246円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は同額の147万3,246円でございます。

続きまして、令和2年度決算審査特別委員会追加要求資料に関しまして御説明をいたします。

まず、商工観光課所管分で、道の駅の管理に係る事業報告書及び年度協定書につきまして、委員の皆様のお手元に配付済みでございます資料を御参照いただきたいと思います。

また、道の駅の指定管理者の決算書につきましては、閲覧用といたしまして資料を提出しておりますので、御参照いただきたいと思います。

また、道の駅に係る町の負担経費につきましては、先ほど御説明申し上げました共通様式ナンバー15により御説明をさせていただきましたので、そちらを御参照いただきたいと思います。

次に、道の駅の借地権者との賃貸借契約書につきましては、こちらも閲覧用の資料を提出させていただきます。

なお、交渉記録につきましては、相手方があり、相互不利益を発生のおそれがあるため、提出をしてございません。

最後に、道の駅の指定管理者の決算内容につきましては、資料がございませんでしたので、委員の皆様のお手元に配付しております商工観光課所管分の追加要求資料のうち、事業報告書を御覧になっていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

○横田委員長 ありがとうございます。

質疑ございますか。

上野委員。

○上野委員 3点ほどちょっとお伺いします。

まず、ナンバー3です。ここに負担金がありまして、かなり大きい負担金も発生しておりますけれども、まず、公財、函館地域産業振興財団負担金527万9,370円と、それから、創業支援事業負担金421万6,000円、それから、商工業振興事業補助金で670万円ですか、こういう大きな負担が生じておりますけれども、その中身についてちょっと説明していただければなとい

うふうに思います。

それから、ナンバー6、ふるさと納税事業の運営に関してです。ふるさと納税、町も力を入れて取り組むという方向ではあるのですが、ここで3,319万云々ということで、金額的にどうかという、そういう部分もありますので、この3,319万円というのは、目標に対してどういう状況なのかということが一つ。

それから、返礼品が、この3,319万円に対して1,697万幾らという形で、約49%の返礼品が発生しておりますが、この49%という返礼品に関して、ちょっと割合が高いのではないかとこのように思うのですが、これについては、国の指導とか、そういった中身でどうなのか、ちょっと考えを教えてください。

それから、ナンバー12です。ここで、団体旅行支援誘客促進助成金949万8,400円という大きな金額が発生しておりますけれども、この中身、内容、事業内容について説明をお願いします。

以上です。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 では、御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、商工振興費のうちの負担金のうち、函館地域産業振興財団負担金でございますが、こちらは例年計上してございまして、函館市、北斗市と一緒に、こちらの函館地域産業振興財団の事業費に対しまして負担を行ってきているところでございます。こちらは中小企業等の研究などを支援する財団でございまして、各種研究開発などを通じまして、地場の製品の育成等に当たっているところでございます。

また、この次の質問項目にも出てございました、創業支援事業負担金につきましても、こちらの財団が事務局をとりまして、函館市、北斗市、七飯町のそういった新しいビジネスモデルを展開する事業者を支援していくということで、このような形で負担金を支出しているところでございます。

なお、このたびの創業支援事業負担金は、先ほど説明の際に2件ということでお話をさせていた

できました。まず1件が、養鶏関係の事業をやられる方、この方に200万円を補助、それからもう1件は、いろいろなアレルギー等で食に関する制限がある方々のために、そういったアレルギー物質を含まない菓子等の製造、販売を行う事業者に対しまして100万円を補助してございます。残りの事業費につきましては、これら関連事業の事務費として負担をしているところでございます。

それから、商工業の振興事業補助金は、いわゆる七飯町商工会に対する補助金でございます。こちらの運営等に充てる補助金として、例年、支出しているものでございます。

次に、ふるさと納税のいわゆる事務経費の割合が高いのではというお話でございました。こちらは昨年の6月の補正予算計上もさせていただきまして、その際にも御説明をしておりますが、当時、七飯町の返礼品の中で人気のあったもの、これが新たに取り組みを始めました飲料水、水、こちらの定期お届け便ということで、ふるさと納税の返礼品に設定しましたところ、非常に好評をいただきました。そのため、前年度にふるさと納税をされた方であっても、その発送の時期によりまして、今回の令和2年度にずれ込んできたものがございます。共通様式にも記載のとおり、6月の整理予算といたしまして、送料180万円を計上しているところでございます。また、これらの割合につきましては、返礼品の価格につきましては、給付額の3割以内というルールがございますので、これはきっちり厳守をさせていただいております。そのほかの送料や委託業務料、そういったものの中に、ふるさと納税分が大部分を占めるのですけれども、一部、そういった国の規制に係らない、七飯町の町のプロモーション、こういった事業費も同様にその中に含まれておりますので、見た目上、割合が高くなってございますが、これらにつきましては、全てその制度の範囲内で運用しているというところで、御理解をいただきたいと思っております。

また、ナンバー12の団体旅行の支援誘客促進助成金のところでございますが、これは新型コロナウイルスの関係で、旅行商品等が全く造成でき

なくなってきたというような状況の中で、観光地でございます大沼を中心として、観光業の皆様を支援していきたいということで、各種旅行会社に対しまして、七飯町を目的地とする宿泊、それから日帰り、こういったツアーの商品の造成を促進するために、これらについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を含めた経費の一部を助成し、七飯町への誘客を促進する、また、七飯町への団体旅行商品を造成していただくというような趣旨で助成金を設定いたしました。

当初、約2,000万円規模で補正予算を議決いただきましたが、その後、首都圏で、11月以降、新型コロナウイルス感染症が拡大しまして、各種団体旅行商品がキャンセルと相なりました。当初は2,000万円程度を全て使い切る予定でございましたが、その後、キャンセルが相次ぎまして、950万円程度まで落ち込んだということでございます。この補助事業につきましては、その実績に基づいて補助をしてございますので、追加して御説明をさせていただきます。

すみません、ふるさと納税の歳入の関係でございます。こちらは、昨年度も何回か補正予算を議決いただいております。目標は4,000万円を予算を組ませていただいたところでございますが、何分、ふるさと納税につきましては、いろいろな時々のトレンドとか、いろいろな理由等がありまして、必ずしも年度前半と対前年を比べて、伸びているから、結果、伸びるとか、下がっているから、結果、減るのだというような、ちょっと関連がとれないまま、このような形で決算をすることになりました。予算を計上させていただいたからには、3,300万円の決算額ではなく、予算額4,000万円を目指して取り組んだところでございますが、結果としてこのような決算額になりまして、大変残念なところではございますが、引き続き七飯町のPR、そういったものも含めて、ふるさと納税事業には取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 それでは、補足答弁させていただきます。

できます。

今、課長が答弁しましたが、ふるさと納税の寄附額でございます。うちの返礼品の人気商品の一角に、町内の宿泊施設の返礼品がございます。これが普通であれば結構な人気があって、そういう部分を目的にふるさと納税していただく方もおられました。今回は後半のほうに新型コロナウイルス感染症がありましたので、なかなかそういう部分にふるさと納税という部分が生きてこなかったということで、この金額、3,300万円云々になりますけれども、そういう事情もあったということで、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○横田委員長 上野委員。

○上野委員 先ほども答弁いただいているのですが、この返礼品の49%、これは国の基準はどういうふうになっていて、この49%はそういった国の基準に対して対応している内容なのかどうか、もう一度分かるようにちょっと説明していただきたいなど。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 国の基準なのですが、先ほどお話ししたとおり、返礼品の価値につきましては、寄附額の3割以内だと。それから、ふるさと納税に係る事務経費につきましては5割までというような形になっています。そのほかにも、地場の産品であるとか、地場でつくられているものだというような縛りはございます。ただ、先ほどもお話ししたとおり、ふるさと納税に係る経費の中にも、そのふるさと納税と直接関わらない観光のPR部分とか、そういったサイトの制作費とか、そういったものも含まれてきます。ですから、それらについては国の規制に対象になりませんので、それらを除いた部分で、先ほど言った5割、また、返礼品については3割という範囲内でやっていくということになってございます。

以上でございます。

○横田委員長 上野委員、よろしいですか。

上野委員。

○上野委員 いろいろ中身が具体的に何が幾らだという形でないと分からないわけなのでですけども、返礼という形で1,627万円という数字が

上がっておりますけれども、この中で、そうしたら、返礼品としての部分は幾らだったのかだけ、ちょっとお答えいただきたい。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 返礼品の部分は、こちらの共通様式のところでいうところのふるさと納税消耗品費になります。こちらが返礼品の部分の金額でございます。

以上でございます。

○横田委員長 あとありませんか。

川村委員。

○川村委員 確認までなのですが、共通様式の13番の18の負担金、補助及び交付金なのですが、これもこの公園美化清掃負担金110万円ですが、これは道の財団に負担する110万円だったのか、それとも別途どこかに拠出している金額なのか、ちょっとその辺をまず1点と、これは城岱牧場だけの部分を指しているのか、それとも、例えば大沼公園とか、ほかのやつも引くくめた観光の部分を110万円として計上しているものか、ちょっとその辺もお願いします。その2点、お願いします。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 では、公園美化清掃負担金の関係で御答弁申し上げたいと思います。こちらにつきましては、令和2年の6月に、北海道の環境生活部環境局自然環境課より、まず、自然公園財団が大沼国定公園の維持管理、いわゆる運営とか、そういったものを委託されているという形で、北海道から自然公園財団に対して委託をするという形になっておりました。そこに対して、七飯町としましても、従前から40万円を、そういった維持、清掃に充てていただきたいということで負担をしてまいったところでございます。

これが新型コロナウイルスの感染症拡大によりまして、大沼国定公園の観光客が激減したと。それに伴い、自然公園財団が事業を進める上で、その財源として充てておりました南大沼駐車場の駐車料金収入が上がりなくなりました。これに伴いまして、自然公園美化財団の大沼国定公園の、いわゆる園地内の清掃等に充てる事業費が枯渇を

しているというような状況が見込まれてきて、これで先ほどの北海道のほうから大沼国定公園の維持管理、清掃等につきまして、それぞれ持ち合いで何とか運営をしていただけないかというような協議がございました。

その中で、特に南大沼駐車場、それから、大沼の公衆トイレ、広場とか駐車場とか、さらに人気の観光スポットでもございます東大沼キャンプ場のトイレとか、炊事棟の美化清掃に係る経費が枯渇するというような見込みでしたので、その中で、北海道のほうは光熱水費等を負担していくと。財団のほうは、作業員と、それから、今ある消耗品費等をやりくりしていきたいと。その中で、七飯町に対しましては、上下水道相当分につきまして、ぜひ負担をお願いできないかということでございました。その中の協議の中で、上下水道料相当分の約70万円を上積みして、自然公園財団に負担金として支出をして、自然公園財団の活動を協力しながら推進したというようなことでございます。

以上でございます。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 それであれば、今回、城岱牧場多目的ホールほか観光施設となっているので、この負担金に関しては、あくまでも大沼公園に対しての部分で、城岱牧場とは全く関係ないよと、その点でまずよろしいかどうか。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 すみません、今のお話のとおり、この公園美化清掃負担金につきましては、大沼国定公園と。城岱牧場は含まれていないということで御理解願います。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 そうしたら、その上のほうに、例えば12番の委託料のほうで、環境整備委託とか、清掃、また草刈りは、城岱牧場に関してはこれでやっているよと。公園美化清掃負担金のほうから出ているのではなく、それはあくまでも大沼のほうに対しての、大沼公園に対しての負担金ということで、再度、よろしいですか。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 こちら、ナンバー13のと

ころにあります委託料、環境整備業務委託料や、城岱牧場の清掃業務委託料など、これは全て城岱牧場関連の委託料でございますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○横田委員長 あとありますか。

田村委員。

○田村委員 それでは、何点か質問してまいります。

ナンバー6、ふるさと納税の関係ですけれども、ここで補正予算が400万円していますけれども、不用額で551万530円、こういうふうになっていますけれども、これを見る限りでは、補正する必要ない。なぜ補正をして不用額をこんなに残すのか、こちら辺をちょっと説明いただきたいと思います。

それから、ナンバー7、協力支援金事業ですけれども、これは2,610万円、これの内訳、恐らく同一金額ですかね。同一金額なら、人数あれすと分かるのですけれども、もし違えば、その内訳をちょっと教えていただきたい。

それから、ナンバー9、ナンバー10、これについても内訳をお願いしたい。

特にナンバー10は、改修と備品購入ということで、たしか8割補助だったような記憶があるのですけれども、その内訳、5,200万円使っているものですから、この内訳を、どういったような改修をしたり、あるいは備品をどういうふうに購入したか、これは現物支給ということはないと思うのですけれども、もし万が一あれば、それも併せてお願いしたいと思います。

それから、ナンバー12、誘客促進報償金、これも団体旅行支援誘致促進助成金ということで、先ほどちょっとあれしましたけれども、内訳、やはり940万円について、どういったような中身で出したのか、あるいは報酬金にしても、2,400万円ということで、この内訳についてもお願いしたいと思います。

それから、15番の道の駅、私、ちょっと資料要求の中が、ちょっと軽くて、なかなか私の思いが伝わらなかったところがあったのですけれども、まず確認したいのは、修繕、恐らく指定管理料の中には、小破ぐらいのものは入っているのだ

ろうと思うのですけれども、大きく修繕するという場合、町が単独して恐らくもつ形になっていると思うのですけれども、もしなっているということであれば、幾ら以上であればもつとかというのを、話し合っ、て、文書か何かになっているのかどうか。ただ何となく、これ、高額だから町でもちますという話なのか、そこら辺、きちっと整備されているかどうか、それについて伺いたいと思います。

以上です。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 まず、ふるさと納税の部分です。さっきも、ちょっと口頭なので余りうまく御説明できなかったかと思いますが、今回のふるさと納税の補正に関しましては、当然、前年度のふるさと納税の額の推移だとか、その経費の執行状況等を参考に、6月にはその送料不足が見込まれる、これはその年度内に発送が定まらない部分で、次年度に繰り越されたものも含まれております。こういったものについて、まずは補正を、送料不足のため、補正をさせていただいた。

そして、先ほどもお話ししましたが、上半期、大体4月から10月程度の実績をぶつけた際に、2割から3割、寄附額が対前年度に比べまして増加傾向にあったということで、12月の補正の際には、それに係る消耗品費、それから、寄附額に応じて増減いたします業務委託料、こういったものを増額補正をさせていただいたところでございます。

その後、増額をさせていただいて、当初の3,000万円の寄附見込みから4,000万円に引き上げて、ふるさと納税の事務に当たっていたところなのですが、その後、ちょっと対前年度と逆に伸びなかったということでございます。見込みが甘いと言われればそのとおりかとは思いますが、ふるさと納税の性質上、必ずしも今までの流れのとおり、増加傾向にあったものがその後も増加を続けるとか、そういった見込みが非常に難しいということで、御指摘の補正額よりも不用額のほうが多くなってしまったところでございます。

担当といたしましても、ふるさと納税額、目標の4,000万円に達成すべく努力を重ねた結果

だったのですけれども、決算といたしましては、残念ながらこのような数字になったということで、御理解をいただきたいなと思います。

次に、ナンバー7、こちらの内訳でございます。これはこの決算等以外にも、政策推進課を中心といたしまして、その都度、事業実績について御報告を上げさせていただいているところでございましたが、まず、ナンバー7の休業要請等の関係は、七飯町の支出につきましては、個人に対しては10万円、酒類の提供を行っているものについては20万円、お酒の提供を行っていない飲食店等に対しては30万円と、3段階の単価をもって実施をしたところであります。結果といたしまして、10万円の対象が63件、20万円の対象が50件、30万円の対象が90件、合計203件ということで、すみません、ごめんなさい、10万円が31件、酒類提供が40件、お酒を提供しないのが50件で、合計で121件、これらを積み重ねると決算額の2,610万円になるということでございます。

次が、ナンバー9の持続化給付金事業でございますが、こちらは個人に対して10万円、法人に対しては20万円という単価設定でございます。個人については10万円で292件、法人は20万円で193件、合計485件で6,780万円ということでございます。

それから、今度はナンバー10です。ナンバー10は、改修等支援補助金といたしまして、七飯町商工会の補助事業に対する補助という形でやってございます。こちらは、今お話にありましており、補助率は5分の4ということで、上限は補助金額で40万円までということになります。こちらは、こういった制度の立て付け上、それぞれの申請額、実績に応じまして、端数等出てきますが、件数といたしましては163件の補助ということになります。

また、この内訳、5,270万4,070円につきましては、事務取り扱い経費として、商工会に対してこの事業費の3%見合いを補助金に事務費として計上してございますので、このような金額になってございます。

次に、ナンバーの12、観光誘客促進に係る部

分でございます。まず、ここの7番の報償費につきましては、1人3,000円のアップル商品券を配布するというような事業でございます。宿泊者に対して商品券を配布するということございまして、結果といたしまして、8,249名の方に3,000円の商品券を配布し、2,474万7,000円ということになります。

次に、同じく団体旅行の支援の事業のほうですが、こちらは宿泊を伴う団体旅行については1団体11万円を支給、日帰りの団体旅行については5万円を支給、それから、宿泊を伴う場合には、飲食店等を利用した際には1人当たり300円、宿泊利用には1人当たり3,000円といったような制度になってございます。この内訳ですが、宿泊旅行については、51団体の1,236人の方で851万3,000円、日帰り旅行につきましては、17団体の450人で98万5,000円を支給してございます。これらの実績の人数等、それから、飲食店を利用したかどうか等でもちょっと単価が変わりますので、このような内容で御理解をいただきたいと思っております。

最後に、ナンバー15の部分ですが、道の駅指定管理等の、その修繕料の扱いについては、基本的に1件当たり10万円を基準として、それ以上のものについては町のほうでというような基本的な協定になってございます。また、それにつきましても、内容等については、随時、指定管理者と町のほうとで協議をさせていただいて、速やかに対応していくというような方針でございます。

以上でございます。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 まず、6番でございますけれども、それぞれの言い分があろうかと思っておりますけれども、やはり補正額を上回る不用額を出すというのは、やはりちょっと困るというか、やはり普通では考えられないというか、では何のために、例えば409万円を議決して、いいですよと、頑張ってくださいと。蓋を開けて、残ったのを見たら551万円残っていたという、やはりこれは議会に対する一つの私は問題ある考え方でないのかなというふうに思います。

それから、10番、実績が、これ、商工会のほ

うに補助金でという話で、事務費が3%という話ですけれども、実績として163件、これはどういう内訳で見ればいいのですか。改修が何件、備品購入何件という、合計で163件と見ればいいのですか。それとも、私、言いたかったのは、改修でどういったような改修が何件あるのか。大した金額ではありませんよというかも分からないですけれども、どういった改修がコロナ対策に向けて行われたのか、あるいは、どういったような備品購入がコロナ対策、感染防止に対応してきたのかというのが、私、ここで知りたかったのです。流利的に、事務費幾らだとか、実績というよりも、むしろ中身で、どういった対応してきたのかということが分かるあれで、説明を再度お願いしたいと思います。

それから、最後の道の駅の関係ですけれども、1件10万円以上、これは町が負担ですよというような、今、答弁ありましたけれども、実質、これ、文書か何かで明文化されたものがあるのかどうか、それをちょっともう一度説明いただきたいと思っております。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 まず、ふるさと納税の部分です。こちらは委員御指摘のとおり、見込みが甘いと言われれば、それは甘んじて受け入れなければならないと思っております。ただし、先ほども再度、再々答弁させていただいてございますが、ふるさと納税という流れの中をきっちり見込むのが大変難しいという状況もお汲み取りいただきたいと思っております。ただ、それをもって、この不用額が大きいということには変わりありませんので、今後も、従前からそうですが、こういったところはしっかりと精査をさせていただいて、でき得る限りの精度で補正を組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、改修のほうの補助金でございますが、この件につきましては、商工会より要望をいただきまして、ぜひ会員だけではなくて、町内の事業者さんに、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策をやっていただきたいというような流れの中、相互に協議をした上で内容を決めたものでございます。

こちらは、実施要領の中で、改修については大きく3点、来客者等の間隔を広げるための机や椅子のレイアウト変更、換気扇の設置など、そのほかに飛沫感染の防止ということで、窓口や客席等の間の壁、ビニールシート、アクリル板等の設置、それから、接触感染の防止ということで、非接触型の自動水洗、自動ドア、自動照明、自動トイレ等の設置、これらを改修として考えていたということになります。

それから、備品の購入については、同様に、コロナウイルスの除去や抑制等の機能があるオゾン発生機など、それから、先ほども出ましたけれども、パーティションやアクリル板等の購入、自動の手指消毒機、体温検知カメラ、体温測定システムなど、こういったものを補助対象とするというような形で進んでいます。

これらの改修や備品購入、それぞれの区分に分けた整理は行っておりませんので、大変申し訳ございませんが、そこは答弁できませんが、私どもでいろいろその申請の中身を見た中では、換気機能のあるエアコンの設置、それからパーティション、そのほかにもオゾン発生機、いわゆるそういったものを購入しているというのは書類で確認をさせていただいておりますので、ちょっとそのあたりで御理解をいただきたいと思います。

それから、道の駅の10万円の部分ですが、ちょっと今、直ちにこれというものは出せなくて大変申し訳ないのですけれども、これについては、協定書等に一般的にうたっている内容になっていますので、10万円という記載があるということで御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 今の答弁、分かりました。

ただ、委員長にお願いなのですが、商工会のほうで実績が163件あるということなものですから、やはり5,200万円ですよ、支出総額が。したがって、今、改修の部分、要綱に基づく改修だとか、備品購入だとか、そういったような説明あったのですけれども、実績として、やはり内訳の一覧表を私は資料として求めたいと思いますけれども、よろしく願います。

○横田委員長 ただいま田村委員より、実績の一覧表ということだったのですけれども、皆さん、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 では、商工観光課長、お願いいたします。

ついでに、先ほどの5万円以上の様式1の1番のところ、8万円と書いているところ、5万円に訂正したやつの、これも差しかえていただきたいと思います。

あとよろしいですか。

畑中委員。

○畑中委員 クーポン券事業のナンバー8なのですけれども、そのことについてちょっとお聞きします。この事業の目的というのは、町内の消費の喚起等というふうになっています。確かに支出済み等など見ると、この部分が経済の活性化につながったというふうには考えられるのですけれども、例えば担当課等では、このコロナ禍で、非常に、例えば商売していて、売り上げが上がらないとか、そういった業種の方々に少しでも支援するというような考えはあったのではないかなと思うのですよ。

それで、例えばこの事業、終わってみて、集計した場合には、どこに町民の方が一番このクーポン券を使ったかという、そういった、例えば一番使ったところはどここのスーパーですよ、2番もどここのスーパーですよとか、そういう業種だけ、やっぱり名前ということになれば、いろいろなプライバシーのこともあるので、差し支えあると思うのですけれども、その業種だけでも、実際問題として、本当の零細の業者さんとか、そういったところにいつているのかどうか。コロナでよく飲食店だとかそういうのもあるのですけれども、そちらのほうでは使われていたのかどうか、その辺、実態、もしできましたらお答えいただきたいなと思っております。

以上です。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 ちょっと今の使用先の業種というものの資料は、今、手元になかったのですけれども、実際、そういったところも気にしながら

ら事業を進めてまいりました。やはり一般的には、日用品、日常生活に必要な食料とか、そういったものに利用される割合は非常に高かったというのは申し上げます。例えばスーパーとか、コンビニの業態もそうです。それから、ドラッグストアとか、そういったところは非常に利用が多かったと思います。そもそも大きな店舗というか事業者なので、そういった意味でも、お客様は多数いらっしゃると思います。

ただ、そういったところに多くのお客様が行かれていますような状況にはなっていますが、逆に、通常では伺わないような、いわゆる小規模の事業主とか、そういった方々にも、実は広くわたっていたのではないかなという考え方であります。というのも、そういった個人事業主の方々からも、非常に助かったと、新たなお客様がいらっしゃるようになったとか、飲食店につきましては、孫と一緒に遠出をされると、そういったお客様が随分見られたよということで、当初思っていました、3地区に分けて、町民の方々の御協力を得て、大きく町内の経済を回していきましようというような当初のねらいの一部は達成されたのかなという考え方であります。小規模のところについても、このクーポン券が利用されているのも事実でございますし、偏在はどうしてもしてしまうと思いますが、一定のそういった成果は出たのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 よろしいですか。

○畑中委員 はい。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

2時15分まで休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時16分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

商工観光課の質疑続けたいと思います。

質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 自分が終わったからといって、なしとかはひとつよろしくをお願いします。

先ほどの臨時交付金事業実績については、政策推進課が作ったところに商工観光課が一覧でずっと載っていて、詳しい内容全部載っているのですが、そういうのはできれば、委員長、省略して時間を短縮させていただきたくったのですが、課長が説明していただいていたので、合わせてみたら間違いのない数字をきちっと述べていましたので。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、共通様式のナンバー6。ふるさと納税事業費の関係なのでありますが、これ、支出額、全部で1,915万円とかなっていて、この資料の中で、ふるさと納税の実績と使途ということで、事業費ということで、返礼品等ということで、1,692万7,410円となっているのですが、これ、足していいたら、全部、消耗品費と委託料だとか宅配料だとかポータル何とかだとか足すとなるのだけれども、ここに載せるべき事業経費というのは、3,300万円、寄附金があったけれども、1,600万円の事業費ではなくて、1,900万円の事業費ではないかというふうに思うのですが、その見解をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、委員長、資料要求として、ふるさと納税の金額別の納付者数というのですか、去年見た資料と、返礼品の人気を表す、水が何件あったとか、何が何件あったとか、希望するもの、そのあれについて、できればどういうものが人気があって、どうなのかなというところを知りたかったので、そのところをちょっと説明いただければなというふうに思います。

それと、去年は3,300万円の寄附金だったのでありますが、今年予算の目標は1億円ということで掲げておまして、その達成見込みについて、まだ時期尚早なのかもしれないのですが、そのあれについて、ちょっと見込みについて教えていただければなというふうに思います。

それと、共通様式ナンバー8のところ、クーポン券発行事業なのでありますが、これ、クーポン券を送るときに、パンフレットで使える店の一

覧を一緒に送っているのですけれども、その後、追加で、自分のところも使えますよということで応募する先が出てきたと思うのですけれども、それは何件ぐらい実際あったのか、概算で構いません、10件だとか5件だとか、それで構いませんので、自分も申し込めばよかったなということが結構あったようで、去年のこのクーポン券事業については、全部で大体94%の利用率で、相当効果があったのではないかなというふうに先ほども説明あったけれども、今まで来なかったお客さんが来てくれたとか、そういうスーパーとかの独り勝ちのようなところは、コンビニ、スーパーの独り勝ちのようなところはあるのだけれども、小さな店に来てくれたということで、効果あったと思うのですけれども、そういう意味で、追加したやつ。今年のクーポン券のときに、そんなに数が増えていなかったのです、印刷したパンフレットの中で。それで、その辺のところ、どうだったのかをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、ナンバー11の観光費の中の、大沼カントリークラブの年会費を納めていますけれども、このゴルフ会員権、町の持っているやつで、利用している実績とかあるのでしょうか。使わないままで年会費をあれしているのか、それとも、町のお客さんで誰か接待するとか何とかということで使っているのか、そのところをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、あとは一番最後のナンバー15の道の駅指定管理費なのですけれども、これは今、追加資料としていただいた収支決算報告書のところを見ると、ちょっと今見たばかりであれなのだけれども、収入が1億3,000万円、いろいろ足してね。支出が9,800万円で、450万円プラスになっていて、その隣が当初計画ということで、600万円プラスになるような、そういう計画になっているわけですね。

その中で、指定管理料が2,219万9,000円ですか、これだけプラスになるのに、指定管理料をこれだけ出さなければいけないという、その理屈づけ、予算のときにきちっとやるべきものなのかもしれないのだけれども、このような、これ

だけ収入があって、これだけ支出があるので、これだけ利益ですというところの、それに対して指定管理料がこれだけですよという、その根拠というか、なおかつ、この決算のあれを見ると、人件費が増えていて、手数料が増えていて、保険料が増えていて、会費その他が増えていて、消費税が増えていてということで、1,000万円ほど、ちょうど収入に合うような形で増えているので、そのところが何かちょっと作為があるような印象を持つのですけれども、そのところをちょっと教えてもらいたいのと、あと、ホームページで公表している損益計算書の中の販売費及び一般管理費が9,703万954円と載っているわけですね、3月の計算書の中でね。それが、この支出項目のこの数字とイコールにならないので、微妙にちょっと違うので、できればこの販売費及び一般管理費の数字を、この9,703万954円になるものを出していただければと思っているのですけれども、この収支決算報告書に出ている数字と、公表している決算のやつがちょっと表記の仕方が微妙に違うので、なかなか何でこうなるのかな、なぜこうなるのかな、今後どうすればいいのかなというのがなかなか分からないところがありまして、そこを見るのに、依頼した資料としては、この数字を詳しく教えてほしかったなということです。先ほどの答弁では、これに、後で配ったこの収支報告書に変えますよという話だったのですけれども、それともう一つは、この売上げの、一般質問で聞いたのですけれども、この売上げの中身というのか、農産物が幾らで、商品が幾らだというやつを、これにも載っているのだけれども、農産物販売コーナーとかで幾らとかと載っているのだけれども、この中身をできればもっと知りたかったのですけれども、そのようなやりとりというのはありますか、何が幾ら売れて、何がどうだったか、去年と比べてどうだったか、そういうやりとりはしていないのかどうか、そのところがあれなのです。この収支決算報告書と、公表している決算書の、売上げが二億八千幾らあるのと、これの収入のところは1億円という、この差がよく分からないので、そういうふうに、この資料に基づく数字と、こっちに基づく数字をという

ことをお願いしたのですけれども、そこでちょっと分かる範囲で教えていただければなというふうに思います。

それと、ここにある道の駅不動産借上料ということで、約2,500万円払っていて、今回、賃貸契約、資料要求して、そこにコピーを置いてありますけれども、これは委員長、コピーを配付してもらおうようお願いしたいのですけれども、そんな枚数ないので、契約者の名前は黒塗りしていますし、お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 今、皆さんに問いますので、まとめて。

○若山委員 それを一つお願いしたいのと、あと、いつも聞くのですけれども、指定管理費2,200万円、不動産賃借料2,500万円払って、なおかつ町債の返済も三千何百万円もあるわけですね。そういう中で、特定財源として入ってくるものがないというのが、ちょっと忸怩たるものがあるのですけれども、毎度同じことを聞いて申し訳ないのですけれども、そのこのところの考え方を教えていただければなというふうに思います。

それと、今回、資料要求でお願いした交渉記録、これについては、あるけれども、いろいろ差し障りがあるので出せないということなのか、交渉記録のようなものはないのか、売ってくれというような交渉をして、こうこうだから駄目だとか何とか、そういうやりとりを、いつ、誰と、どういうふうにしているのかというところをきちっと確認したかったのです。なぜかという、当初は賃貸でスタートするけれども、不動産を購入するのだという説明を、僕が議員になる前にされていたようなのですけれども、そうであれば、購入するという、そういう行動が必要なのではないかなと思って、それで交渉記録のようなものもあれば閲覧させていただければなと思ったのですけれども、契約を見ると長期契約になっていまして、もう基本的には売ってくれないので、契約終了まで何もしませんよというスタンスに変わったのかなと思うのですけれども、そのこのところを、今でも購入するということで活動されてい

るのかどうか、そのこのところを確認させてください。

以上です。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 今、若山委員から、るる、今、質疑がされましたけれども、その中で、ふるさと納税の件について、決算の部分聞くのであればいいのだけれども、今年状況等についても要求しているような発言が、私はそのように聞いたのですけれども、やはり委員長のほうから、その辺、きちっと線引きしてほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 まず、若山委員から資料要求のあったもの、ちょっと私の勘違いかもしれないですけれども、まずはふるさと納税の件数と品数というのでよろしいですか、まず。それと、道の駅の不動産の借り上げ契約、それともう1点は、交渉記録、この3点でよろしいのですか。

○若山委員 ふるさと納税に関しては、当初、資料要求のリストアップしたときに、金額別の内訳を、3,300万円の金額別の内訳を去年ももらっているの、それを出してほしいというのと、返礼商品の人気度合いが分かるような、何がどのくらい出ているというところの資料を、これでいくと1,100万円ほどの消耗品費になっているので、その内訳のようなものを出していただきたいということでお願いしていたのだけれども、今見たら、資料要求の一覧表の中に入っていないのです。何で入っていないか分からないけれども、却下されたのか、漏れてしまったのか、ちょっとあれなのですけれども、ということと、交渉記録ですね、土地の交渉記録ですね、これについては出せないということだったので、その確認だったので、出せないなら出せないで構わないのですけれども、そういうことです。あと、そこに今、契約書が出ているのですけれども、不動産賃貸の250万円、年間払っているやつの賃貸契約書があるのですけれども、それについてはコピーを委員全員に配付してもらっても構わないのかなと思うので、資料要求として、ちょっと御検討いただきたいなと思ったのですけれども。

以上です。

○横田委員長 1点目のふるさと納税の部分は、金額別、それから返礼商品ということでいいのですか、確認。それから、2点目が、道の駅の不動産の賃貸契約のコピー。もう1点は、いただけるかどうか分からないけれども、道の駅の現在借りているところの交渉記録ということですか。

まず、この3点についてなのですけれども、事務局、前回、これ、OK出ていなかったやつはあったの、何か今の話からいうと。

すみません、暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時37分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

今の若山委員の質疑に対する答弁から入ります。

商工観光課長。

○福川商工観光課長 まず、資料の関係でございませけれども、今、委員おっしゃった道の駅の、その項目別の詳細というか、その内訳というものが、実は通常、指定管理者制度の中で求めているものではないものですから、今回、提出させていただいたものについては、指定管理者制度の中で指定されている様式ということで、その他の様式については入手していないということで、御理解をいただきたいなと思います。

また、併せて、指定管理者のほうの決算書と、こちらが制作して毎年報告しております収支の決算書というのでしょうか、これらはどうしても会計の整理の違いがありまして、例えば企業さんのほうの決算書の場合は、売上高があつて、原価があつてというような表示になるのですが、私どものほうの様式、会計のほうは、そういった内訳まで出ないで、最終的な収入という形で表示しておりますので、ちょっとその内容を説明できる資料というものはないので、そこはちょっと御理解をいただきたいなと思います。

また、交渉記録につきましては、先ほども冒頭の説明の際にも申し上げましたが、相手がありまして、それぞれが不利益を被るというようなおそれもありますので、これについては従前より非開

示というような形で取り扱いされていると思いますので、これにつきましても御理解をいただきたいと思います。

それと、戻って、ふるさと納税の部分ですが、実際、うちのほうの事業予算のほうでは、ふるさと納税の経費の中に、例えば会計年度任用職員というものが入っていたりして、こちらの予算の立て付けにもよるのですが、いわゆる国で言っているふるさと納税経費以外の部分も多分に入ってしまった決算になっておりますので、そのあたりも含めて御理解をいただきたいなと思います。

また、口頭になりますけれども、ふるさと納税の大まかな人気商品というのでしょうか、そういったところにつきましては、費用を別にしまして、件数で最も多かったのは、ジャガイモのバターセット、こちらが230件程度、これが最も多い商品になります。そのほかにも、商品の組み方によって、例えば飲料水とか、そういったものが24本セットになるのか、48本セットになるのかによって、またこれも商品カテゴリーが別々で計上していますので、そういったところもちょっと御理解いただきながら申し上げますと、その次が、いわゆるミネラルウォーター、これが170件程度ございます。そして3番目に多いのが、いわゆる七飯町にございます北海道ゆかりの炭酸飲料水につきましては150件程度になります。

それから、商品別の金額順で申し上げますと、一番金額が多いのは、ホテルの高級宿泊券になります。こちらで550万円程度になります。そして2番目に、ミネラルウォーターの関係で365万円。それから、先ほど申し上げましたジャガイモのバターセットについては340万円程度というような内訳になってございます。

このたびの3,300万何がしのふるさと納税寄附の決算額ですが、この中で、ホテル等の宿泊券が非常に大きなウエートを占めておりまして、コロナ禍によってこのふるさと納税の寄附額にもかなりの影響があつたのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 商工観光課長、今最後に説明し

た、その資料とっていたものはあるのでしょうか。今、売り上げがいいのと、高額なやつ、それはあるのですよね、今しゃべったやつ。

若山委員、今の資料では駄目なのですか。今、商工観光課長が説明した資料では駄目なのですか。

若山委員。

○若山委員 僕がお願いしたのは返礼品の人気ランキングなので、まさに今の数字を、何が七飯町の中で人気があるのか、カニだとかイカだとか、そういうのがあって、そういうがない七飯町はちょっと寂しいなとあれだから、こういうものが人気あるのだというところを、一千何百万円の内訳として教えてもらえればなと思っただけです。

それともう一つは、金額別の内訳というのですか、少ない金額の、1万円のふるさと納税もあれば、10万円もあれば、3万円も5万円もあって、どの金額帯が多いのかというところで、少ない金額は、去年の決算委員会で出てきたやつは、少ない金額のやつは少ないのだけれども、大きな金額で結構増額しているというか、増えてきているという数字が見えたので、そういう資料がもしあれば出してほしかったなということでお願いしていたのですけれども、伝わっていなかったみたいなので、ちょっとそれはもう今間に合わないの、しょうがないかなというふうに思います。

○横田委員長 分かりました。

そうすると、1番目のふるさと納税の資料はなしということで、2番目の道の駅の不動産の賃貸契約書のコピー、それから、3番目の交渉記録は出せないと言って、今までも出していないということなのですから、それはしょうがないのではないかなと思うのですね。今まで出せたら、多分出していたと思うのですよね。

2番目の道の駅の土地の賃貸契約書については、皆さん、資料請求しますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 ということで、あと、1番目のふるさと納税の若山委員が希望したものはないということだし、交渉記録については出せないということだそうなのですから、御異議がありませんか、それで、皆さん。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 なしということで、二つ目の土地の賃貸契約書についてお願いします。

暫時休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時46分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

経済部長より答弁があります。

経済部長。

○青山経済部長 ただいまの道の駅の賃貸契約の関係でございますが、これについては、やはり個人の情報がありますので、今は閲覧用ということで、対象者の名前が消えてございますけれども、これを皆様に配付するというになると、公表できない部分も文面の中にはございますし、金額もそうでございますが、そういうものが表示できないということで、黒塗りになるという可能性もございますので、少々調べさせていただいて、対応したいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。そこら辺、委員長、お願いします。

○横田委員長 ただいま経済部長より、全部きれいな形では出せないということで、ここで見るのは構いませんけれども、皆さんがコピー欲しいということになれば、消してしまうところも、黒塗りになるということもありますということで、そういう中身でよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 では、それでということで、進めて、お願いいたします。

畑中委員から……。 (発言する者あり)

答弁漏れがあったということでありますので、商工観光課長。

○福川商工観光課長 大変申し訳ございません。答弁漏れ、2点ございました。

クーポン券発行事業の関連で、締め切り後の店舗数、どのぐらい増えたのかと、その概観で構わないということでしたので、おおむね10から20店舗増えたのではないかと感じてございます。

それともう1点、観光費の部分になりますけれ

ども、カントリークラブ大沼コースの年会費でございます。これは当初、これの購入に至ったのは、地域に進出していただいた企業さんの支援という意味合いもありまして、雇用関係もそこには発生しまして、それから、観光産業についても多大な貢献をさせていただいているところですので、町として、このような形で観光分野で支援をさせていただいているというのが考えです。

この会員権自体の使用については、実は商工観光課では管轄しておりませんので、利用状況についてはちょっと分からないのですけれども、一応産業振興のために、支援のために年会費を支出しているということで、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○横田委員長 先ほど畑中委員からの質問があったのですけれども、今年度のふるさと納税の行方がどうなのだというのは、ちょっと今の決算に合わないのではないかと、そういう質問がありました。皆さん、いかがですか、これというのは。私も、今年度について云々というのは、前回の予算委員会とき、たしか同じような話が出ていたので、今日はなじまないのではないかと思いますけれども、いかがしますか。それは要らないということでもいいですか。（発言する者あり）

ではそういうことで。

それでは、若山委員。

○若山委員 これからどうなるか聞きたくないということであれば、それはそれでもうしようがないと思いますけれども、僕は過去の実績を含めて、今後どうなるのかということ、今現在、もう9月ですから、今現在、どういう見込みなのかということを知るのは何らおかしくないのかなと思って聞きました。要らないという方が多いので、それは取り下げる形にします。

それと、先ほど答弁漏れというか、いただいた道の駅の管理資料というか、確かに決算書は、内部のための管理資料と、外に公表するための資料と、税金を払うための資料ということで、いろいろな形式があるのですけれども、この内部資料というか、内部の管理表を見てもなかなか分かりづらいのけれども、ただ、これで見ると、収益部

門があって、費用部門があって、これだけ利益というか、最後、これだけ残りますよ、差額、これだけになりますよというときに、目標が600万円あるわけですね。その前提として2,200万円の指定管理料が払われていて、そもそも指定管理料、多いのではないかと。コロナ禍であっても、今回、400万円ほど利益が出ている形になっていて、その指定管理料、多いのではないかと、そういう、既に決定して、3年間これだけ払うということで確約はしているのだけれども、実際、その契約に基づいてやっていて、指定管理料が多いのではないかとという発想ができないのかどうか、そこを先ほど確認して、当初の計画から600万円プラスですよというふうになっている状況で、指定管理料の金額がちょっと多いということにならないのかどうか、そこでの確認をちょっとしたかったので、お願いします。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 こちらの指定管理料の考え方については、今までも議会、その他委員会等でも御答弁を差し上げてございますが、まずもって基本にありますのは、今現在、指定管理の受託をさせていただいている、この条件になった指定管理料の基準は、施設の管理運営、維持管理、そういった部分に最低限必要になるであろう金額を見積もって、それを基準にさせていただいているということで、まず御理解をいただきたいと思えます。このほかに、道の駅は、その構造上、自主事業といたしましての物販とか、そういったところで利益を出していくというようなことも当然想定される場所でありまして、現に、一応皆様にお配りした資料の中でも、自主事業から管理業務のほうに融通をしているというような形が見られると思います。

この金額が高いか低いかにつきましては、なお議論の余地があると思います。今現在の形としましては、施設の維持管理、運営に係る最低限必要と見積もられる金額を基準としていること、そして、自主事業について、それがどの程度の規模になって、いわゆる指定管理料が多い、少ないという話になるかどうかは、まだもう少し状況を見な

ければ分からないと思います。というのは、道の駅の運営に当たりましては、今、長引くコロナの影響もあつたり、安定的に指定管理者に運営をしていただくというのは、こちらが望むところでもございますので、そういった資金とか体力の面、そういったものがどこが適切なのか、それから、指定管理料は全額を賄うのではなく、自主事業による財源補填も含めてトータルで考えていくというような考え方もありますので、その部分は今後もちょっと検討していきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 道の駅の建物を管理するための指定管理料を払っているということであれなのですけれども、自主事業もやっているということで、逆にその自主事業をする分については、家賃を町に払わなければいけないのではないかと、そういう立場ではないのかという認識がありまして、それが今、どのぐらいの比率でどうなっているのかと、なかなか見極めるのは、この資料だけでは難しいのですけれども、そういう意味では、じっくり検討していただきたいなと思いますので、その辺のところ、再度、そのところ、答弁お願いしたいなと思います。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 再度、質問に御答弁させていただきます。

今、委員おっしゃったとおり、指定管理者制度というものは、その対応がいろいろ分かれると思います。例えば今おっしゃったように、建物を借りて営業しているという見立てであれば、それに見合う費用を払っていただくとか、そういった指定管理の手法もあると思います。ただ、現在のところ、まだそこまで詳細の部分について検討をしていくには、まだもう少しお時間をいただかなければならないなと認識しておりますので、今後も随時そういった考え方については、機会をとらえて皆様方に情報提供させていただいて、御意見賜りながら、よりよい指定管理者制度になるように努めたいと思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○横田委員長 よろしいですか。

あとありませんか。

澤出委員。

○澤出委員 非常に簡単なところ、1個だけお願いします。ナンバー6のふるさと納税のことですけれども、ちょっとふるさと納税のページを見させていただいていて、思ったことが一つありましたので、確認したいなと思います。さとふるとかふるさとチョイスとか、いろいろなチャンネルで一応販売というか、納税の協力をお願いしているわけですけれども、そういった中で、さとふるとかふるさとチョイス、ほかのもいろいろ見ていると、出ている品目がちょっと違ったりとかしているのですけれども、例えばさとふるに出ている、ふるさとチョイスに出ていないとか、あれはタイムラグなのか、それとも何か規定があつて、こっちには載っているけれどもこっちには載っていないとか、そういう分けがあるのかということ。何でかという、目標1億円に向けて頑張るわけですけれども、いろいろな販売チャンネルで全て載っていたほうが、いろいろな人の目につくわけですから、もしそれが漏れているのであれば、大至急、ページのほう、直したほうがいいのかなど思いながら、もしラグであれば、なるべく更新、更新しながら、せっかく今回のいろいろな新しいコンテンツというか、新しい品目増えましたので、せっかくですから、効果を出すためにも、そういうふうにやっていただければなと思って、確認なのですけれども、その1点だけ、お願いします。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の点なのですけれども、ふるさと納税制度を町として導入してから、委員おっしゃっていたとおり、そのポータルサイトというのでしょうか、そういったところを随時追加をしてきたところであります。

当初は、一番最初に参加したポータルサイトについては、実はサイトには掲載をいただくのですけれども、業者との、寄附がありましたよ、返礼品の注文が入りましたよというようなやりとりを町のほうで行うシステムになっています。ですから、その返礼品を提供いただく業者さんとは、町

が返礼品に関して契約をさせていただいてきたと。

ところが、その後、このポータルサイト自体の競争も激化しまして、そういった部分は全てやらせていただくというような形になってまいりました。その次に町のほうで採用したサイトに関してはそのタイプでして、町と返礼品の事業者さんが契約するのではなくて、そのサイトと契約をするというような仕組みになっています。当然、その部分が、私契約になりますので、契約内容については、町のほうからいろいろお話しするということができなくて、送料とか、そういった返礼品を届けるための仕組みもそうなのですが、価格に、きっとその事業者さんごとに、見合う、見合わないというものが発生していると思います。それ以降も、増やしているところについては、例えば既に七飯町が利用しているポータルサイトに載っている商品であれば、同じ仕組みを利用して発送できるようなポータルサイトであったり、それぞれがいろいろな特色を持って事業を展開しているところでもありますので、町としては、おっしゃったとおり、全てのサイトにできる限り多くの情報を載せていきたいというのはあるのですが、それぞれの事業者の分野とか、そういったところもありまして、そういう形にはなっていないということで御理解をいただきたい。ただ、町としても、万遍なく出るようにやっていくというのは間違いのないところですので、できる限りのところでそういった形でふるさと納税を推進していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○横田委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 なしですか。

質疑を終わります。

以上で、商工観光課に対する審査を終了します。

商工観光課長、御苦労さまでした。

次に、土木課の審査を行います。

土木課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

土木課長。

○佐々木土木課長 それでは、提出資料の共通様式のナンバー1からナンバー4、土木総務費について御説明いたします。

8款1項1目土木総務費は、土木課総務に関する運営と、町が所有する重機車両と、車両センターの維持に係る経費でございます。

共通様式ナンバー1、土木総務費は、当初予算額92万4,000円、補正予算額231万円、予算現額323万4,000円、支出済額315万5,297円、不用額7万8,703円、執行率97.6%となっております。補正は、9月、3月で行っております。

主な内容は、道路台帳整備委託料、整理予算でございます。

また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー2、土木作業車管理費は、当初予算額914万5,000円、補正予算額531万6,000円、予算現額1,446万1,000円、支出済額1,326万1,073円、不用額119万9,927円、執行率91.7%となっております。補正は9月、1月で行っております。

主な内容は、整理予算でございます。

不用額の主なものは、需用費の燃料費となっております。

次に、共通様式ナンバー3、車両センター管理費は、当初予算額94万5,000円、予算現額94万5,000円、支出済額89万4,126円、不用額5万874円、執行率94.6%となっております。補正は行っておりません。

次に、共通様式ナンバー4、水防センター管理費は、当初予算額228万円、補正予算額マイナス14万8,000円、予算現額213万2,000円、支出済額186万6,108円、不用額26万5,892円、執行率87.5%となっております。補正は3月で行っております。

主な内容は、整理予算でございます。

不用額の主なものは、燃料費、電気料などの光熱費となっております。新型コロナウイルス感染症により、冬期間の開館がなかったためでございます。

次に、共通様式ナンバー5からナンバー6、道

路橋りょう維持費について御説明いたします。8款2項1目道路橋りょう維持費は、町道等の維持管理に係る消耗品費、役務費、委託料、道路照明、工事請負費、原材料、ロードヒーティング電気料、除雪費などに関する経費であります。

共通様式ナンバー5、道路橋りょう維持費は、当初予算額1,877万1,000円、補正予算額1,205万円、予算現額3,082万1,000円、支出済額は3,045万1,443円、不用額は36万9,557円、執行率は98.8%となっております。補正は、6月、9月、12月で行っております。

主な内容は、原材料費で、道路、橋梁補修用原材料費、工事請負費となっております。

不用額の主なものは、需用費で、道路附属物修繕料、委託料等となっております。

また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー6、除排雪対策費は、当初予算額1,506万4,000円、補正予算額1億6,000万4,000円、予算現額1億7,506万8,000円、支出済額1億6,321万1,790円、不用額1,185万6,210円、執行率93.2%となっております。補正は、9月、1月で行っております。

主な内容は、除雪委託料、除雪作業用重機等借上料となっております。

不用額の主なものは、除雪費で、ロードヒーティング電気料、委託料で、町道等除雪委託料、使用料及び賃借料で、除雪作業用重機等借上料等となっております。

また、歳入は記載のとおりとなりまして、大きなものでは、横津岳連絡道路除雪経費負担金1,550万2,361円が特財として入っております。

次に、共通様式ナンバー7からナンバー11、8款2項2目道路橋りょう新設改良費は、道路や橋梁の改良舗装工事等に係る経費であります。

共通様式ナンバー7、道路改良事務費は、当初予算額161万円、補正予算額マイナス29万7,000円、予算現額131万3,000円、支出済額130万8,876円、不用額4,124円、執行率99.7%となっております。補正

は、9月、3月で行っております。

主な内訳は、久根別3号橋架け替え事業に伴う旅費、整理予算となっております。

また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー8、町道等単独改良事業は、当初予算額4,680万円、補正予算額3,860万円、予算現額8,540万円、支出済額8,533万8,000円、不用額6万2,000円、執行率は99.9%となっております。補正は、9月で行っております。

主な内訳は、久根別3号橋架け替え事業に伴う委託料及び新設改良工事として3路線分の工事請負費の増額を計上しております。

また、歳入は記載のとおりとなりまして、大きなものでは、久根別3号橋架け替え事業負担金2,598万2,000円、町道等単独改良整備事業債5,470万円となっております。

次に、共通様式ナンバー9、8款2項2目道路用地取得費は、当初予算額5万7,000円、補正予算額556万3,000円、予算現額562万円、支出済額541万9,082円、不用額20万918円、執行率96.4%となっております。補正は、6月、12月、3月で行っております。

主な内訳は、公有財産購入費で、用地購入費、整理予算となっております。

不用額の主なものは、公有財産購入費の執行残となっております。

次に、共通様式ナンバー10、道路工事連絡車管理費は、当初予算額104万2,000円、補正予算額マイナス16万9,000円、予算現額87万3,000円、支出済額82万8,429円、不用額4万4,571円、執行率94.9%となっております。補正は、3月で行っております。

主な内訳は、整理予算となっております。

次に、共通様式ナンバー11、社会資本整備総合交付金事業費（道路）は、当初予算額3億4,800万円、補正予算額マイナス1億2,422万5,000円、前年度繰越額3,248万5,000円、予算現額2億5,626万円、支出済額2億2,156万4,670円、翌年度繰越額1,

800万円、不用額1,669万5,330円、執行率86.5%となっております。補正は、9月、3月で行っております。

主な内訳は、交付金の配当率が低かったため、飯田町8号線の工事請負費を減額しております。

不用額の主な内容は、峠下2号線の用地費及び補償費の未契約分となります。未契約分については、令和3年度当初予算に計上しております。委託料については、橋梁点検を前倒しして実施するため、翌年度に繰り越ししております。こちら、JR負担金を委託料に組み換え、橋梁点検を実施しております。

歳入につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして2,064万400円、橋梁長寿命化改良事業債といたしまして1,650万円の歳入となっております。

次に、共通様式ナンバー12からナンバー13、8款3項1目河川費は、普通河川の維持管理や河川工事に係る経費であります。

共通様式ナンバー12、河川改良事務費は、当初予算額13万円、補正予算額マイナス4万6,000円、予算現額8万4,000円、支出済額8万3,300円、不用額700円、執行率99.2%となっております。補正は3月で行っております。

主な内容は、整理予算でございます。

次に、共通様式ナンバー13、河川改良費は、当初予算額3,129万9,000円、補正予算額469万7,000円、予算現額3,599万6,000円、支出済額3,599万240円、不用額5,760円、執行率100%となっております。補正は、12月、3月で行っております。

主な内訳は、堆積土砂管理計画策定委託料の計上と、整理予算となっております。

また、歳入は記載のとおりとなっております。地域づくり総合交付金といたしまして1,430万円、新道川整備事業債といたしまして1,350万円の歳入がございます。

次に、共通様式ナンバー14、11款1項1目道路災害復旧費は、道路の災害復旧に係る経費であります。当初予算額50万円、補正予算額マイナス1万7,000円、予算現額48万3,000

円、支出済額48万400円、不用額2,960円、執行率99.5%となっております。補正は3月で行っており、主な内容は、整理予算となっております。

次に、共通様式ナンバー15、11款2項2目河川災害復旧費は、河川の災害復旧に係る経費であります。当初予算額50万円、補正予算額1,149万5,000円、予算現額1,199万5,000円、支出済額1,199万4,400円、不用額600円、執行率100%となっております。補正予算は9月で行っておりまして、主な内容は、令和2年9月15日の大雨に伴い、災害復旧応急業務委託料を増額しております。こちらは4か所の災害復旧をしております。

続きまして、追加資料の説明をいたします。

初めに、過去5年間の道路用地の購入状況について御説明いたします。

平成28年度は2路線の道路用地を5筆購入しております。藤城4号線は工事完了しております。道道に関しましては、未処理用地の購入となっております。

平成29年度は6路線、17筆購入しております。本町43号線と桜町1号線は未処理用地の購入となっております。上藤城1号線、藤城6号線、峠下8号線は未完了となっております。上藤城1号線は、令和3年度から工事を再開しております。藤城6号線は、令和元年度まで工事を行っておりまして、現在、残りの1件の用地交渉を継続中です。峠下8号線は、北海道による久根別川広域基幹改修事業に伴う用地購入でございまして、現在、北海道と協議中でございます。

平成30年度は4路線、5筆購入しております。大中山45号線は、令和2年度、工事完成しております。峠下8号線は北海道と協議中でございます。本町22号線は未処理用地の購入となっております。藤城6号線は残りの1件の用地交渉中でございます。

令和元年度は用地購入はございません。

令和2年度は6路線、31筆購入しております。上藤城3号線、排水路用地、本町79号線、飯田町6号線は未処理用地の購入でございます。峠下2号線は、令和3年度、工事着手中でございます。

ます。大中山4号線は未処理用地の購入でございます。

過去5年間の道路用地の購入状況についての説明は以上でございます。

続きまして、峠下2号線改良舗装工事の費用内訳について御説明いたします。

委託料については3件で、用地測量、物件調査、地籍測量図作成の業務を行っており、金額は1,877万円となっております。工事請負費は2件で、312メートル、金額は4,649万7,000円となっております。用地購入費は15筆で、1,171.16平方メートル、金額は1,074万5,438円となっております。補償費は3件で、金額は6,415万4,245円となっております。事業費の合計といたしましては、1億4,018万4,683円となっております。

追加資料の説明は以上となります。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時26分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

土木課の質疑、質問ございますか。

田村委員。

○田村委員 それでは、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、まず、5年間と言っていますが、私、28年ではなくて、27年という、そういう感じで言ったものですから、今ちょっと配っていただいて、すみません、申し訳なかったです。

今配っていただいた平成27年度の道路用地の購入と道路整備の関係でございます。27年度については、16件のうち1件が完了いたしました、15件がまだ未整備だということです。令和2年ですとか、あるいは31年はもうないとか、30年についてはもうほとんど開始をしているということで、なぜ平成29年、27年については、必要だということで、当時、684万1,000円でそれぞれ購入した総額がこの金額です。それから、29年にしても615万2,000円、購入費にかけている。ただ、その中で、それ

だけかけているにもかかわらず、道路の整備が完了していない。29年、27年というのは結構な未整備で、そのまま放置されているということで、言い換えれば、それだけ町民の税金が無駄になって、放置されている。なぜ速やかに購入して、整備計画をお持ちだからこそ、こういうふうに買って、整備をしようという、そういう姿勢にも関わらず、今日まで、七、八年経過するにも関わらず、このまま放置されているということで、一体この理由はどういう理由があるのか、そこら辺をきちっと整理して説明していただきたいと思っております。

○横田委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 田村委員、本会議での質問の際にもお答えしておりますけれども、未着手というわけではなくて、ほぼ、ほとんど手をかけている。ただ、工事として完成していないという状況がほとんどでございます。この中で手をかけていないのは、平成27年度に購入しております藤城8号線の関係が、工事としては手をかけていないのですが、入口の物件補償、ハウス5棟だったと思っておりますけれども、そちらの補償をしたことによって、そもそもここは冬期のハウスの灯油の配達の際に、水路に配達車が落ちるとということで、整備要望が農家さんの方から上がっておりまして、入口のハウス5棟については補償でよけて、一部、砕石等入れておりますので、拡幅の状態にはなっていると。あと、路盤を入れる、あと、うちのほうと担当はちょっと変わるのでございますけれども、路肩のほうに用排水路も抱いているということで、その用排水路の整備も併せて行うのであれば、そちらと併せて整備を行わなければならないということで、全く未着手というところはほぼないかと思っております。今、途中まで工事を施工して、今、休止をして、用地交渉中の場所ですとか、桜町15号線ですとか藤城6号線も、あと1件程度の用地買収が残っているだけと。その用地買収が完了した時点で、また工事を再開していくということで考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 私が言っているのは、手をかけて、全くかけていないという、そういうことではなくて、やはりせつかく土地を買って、整備をして、その地域のために有効に、気持ちよく道路を使用してもらおうというのがやはり公共事業だと思うのですよ。そういう意味からすれば、7年も8年もかけてやるというのが本当にいいのかどうか。ただ道路幅が狭いから、広げていけば問題ないよと、そういう問題ではなくて、やはり整備をするということは、舗装したり、側溝をきちっと整備したりということで、私はそうだと理解しているのですよね。したがって、やはりその地域の人も、そういう理解のもとに期待して待っていると思うのですよ。それも、やはり七、八年かけているということ自体が、やはり私は問題でないかと。速やかにやはり整備を完了すべきだというふうな考えでおりますので、もう一度そこら辺の考え方、お願いします。

○横田委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 場所によると思うのですね。100メートル程度の整備を目標としていけば、二、三年、1年、2年で終わりますし、桜町15号線であれば510メートル程度だったと思いますけれども、やはり510メートルの整備をやるとなると、うん千万円、うん億円とトータルでかかってしまいます。その中で事業をやっていくとなると、なかなか3年、5年で完成させるというのも難しい話でございますけれども、委員おっしゃるとおり、早期に、予算をつけたものについては早期に完成させるということを目指して当課でもやっていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 今の桜町何号線というのかな、の話なのですけれども、大中山の駅前は、2年間、道道で道路の拡幅工事をやったのですよね。あれの理由というのは、駅前の道路だったら道の予算を入れられるという項目があるということで、振興局のほうから理由を聞いていたのですけれども、桜町というのは七飯の駅前という判断にはならない道路なのですかね。まずそれが1点。

すみません、あと、ちょっと細かい話になりますが、共通資料の2番、この中の需用費の中で、自動車の修繕料というのが出ていますけれども、これについて、詳しくなくていいですから、どういったものなのかを説明してください。

それから、共通様式の5番、これの14、工事請負費、これ、町道等舗装補修工事というのと、随時補修と、何となく分かるのですけれども、この違い。

それと、改良工事というのがまた別に出ているわけですが、例えばナンバー8の中の14、工事請負費というのが、各地区新設改良工事等ということで、6,000万円近いのが使われていることになっているのですけれども、これ、何本の工事だったのか。というのは、維持していくことと、それから、何か途中で直すということと、新設するということの線引きが少し分かりづらいので、ちょっとその説明をお願いしたいと。

最後にもう1点、ナンバー9、この16の公有財産の購入費ですが、頂いた追加資料の中の、例えば峠下2号線の内訳の中で、これは結構細かく出ていますね。地目が出ていて、面積が出て、単価が出ています。例えば③の用地購入費の上から三つ目、四つ目は、これは畑になっていますが、単価が6,300円、1万800円と違うと。地目と単価の評価というのは、例えば課税評価額、こういったものをベースにしているのか、この単価の違いの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○横田委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 桜町15号線は、道道整備みたいな形でできないのかということでございますけれども、大中山の駅前の工事につきましては、道道大野大中山線というものがもともとございまして、その道路から飛んだ形で大中山駅前を道道昇格いたしまして、整備をしているということでございます。道の認定基準につきましては、ちょっとうちと基準がちょっと違うと思っておりますので、国道と国道を結ぶですとか、国道と鉄道会社を結ぶですとか、いろいろな認定基準があると思っておりますので、その基準の中でやっているということでございます。

桜町15号線は、国道5号からちょっと山側に行きまして、並走するような道路となっておりますので、こちらはなかなか道道整備というものは難しいですし、七飯町は山へ向かっていく道路であれば幅はある程度簡単、勾配だけの問題なのですけれども、山に対して、山から山へ結ぶような道路、5号線と並行するような道路につきましては、どうしても傾斜地のところに対して幅幅するという事は、勾配が難しいということになります、右と左の勾配の取り合わせが。もともとあるところから平らに幅幅すると、その分、法面が厳しくなるですとか、そこに住宅が張りついている状態で幅幅していくとなると、ちょっと工事の中でも、やはり5号線と並走していくような道路についてはちょっと難しいということで、御理解願いたいと思います。

ナンバー2の、修繕と改良と何が違うのだということでございますけれども、舗装補修につきましては、舗装のパッチング、ポットホール関係の舗装補修となっております。（発言する者あり）

自動車の修繕につきましては、毎年、車両十数台ありますけれども、そちらの修繕費となっておりますので、大体毎年似たような感じ、もしくは大きなミッションですとかで、不具合、壊れた、ブレーキが壊れたとなると、ちょっと多目にはなりますけれども、大体十数台を管理していく中での修繕費ということで、毎年大体似たような額ではないかと思っております。

舗装につきましては、簡易的なもの、町道等舗装補修工事につきましては、穴埋めですね。道路を走っていると穴があいていると思っておりますけれども、こちらの穴埋め工事になります。

町道等補修修繕工事につきましては、一部側溝が壊れているですとか、柵の蓋が壊れている、横断管が壊れているというときに直すためのもの、あとは予算化していないで緊急性があるもの、即対応できるようにということで、この予算は計上しております。

舗装と随時の違いは、舗装の個別計画というものがございまして、そちらの中で、個別計画に基づいて、起債が当たるですとか、そういう特定財源等を考えながら工事のほうを考えていると。基

本的に、抜本的にやり直すものについては、改良舗装工事とかという工事名になります。

何本あったのかということでございますけれども、当初予算で11本、補正で3本計上しておりますので、14路線、計上しております。

山林等と畑で単価が違うのはなぜかというものにつきましては、こちらは登記地目ではなくて評価地目で用地については評価いたします。宅地見込みですとかという形で評価のほうはさせていただいております。通常、畑とか田んぼというものに対しての用地買収費となると、用地費プラス補償ですね、暗渠の補償ですとか、畦畔の補償ですとか、そこに作付けされているアスパラ類、リンゴ類であれば、1年ものではございませんので、向こう何十年というものに対して補償していかなければなりませんので、果樹自体についてはちょっと補償が難しくなるのですけれども、通常、宅地見込み、宅地になる見込みがあるということで、補償をせずに、宅地見込みという形で1本で買うという形になっております。

単価の違いは多少出てくるのですけれども、そこは用地対策連絡協議会のほうで、補償の項目、用地の項目というものが出ております。通常であれば60坪程度の四角の土地であれば売買しやすい、形が菱形になっているですとか、用地が異常に大きいですとか、間口が異常に狭いとなると、そこは補正係数をかけて、どうしても標準的な宅地の単価よりも安くなってしまいます。そういうものを細々と評価いたしまして、単価のほうを決定しておりますので、多少のばらつきが出ておりますが、きちんとした決まりにのっとって評価をしておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 桜町15号の道の予算でできないかということ、1点だけ、もう1回質問させていただきますけれども、私が道路課で伺った理由というのは、自治体の持っている土地の中に駅があって、その駅の周りの振興策として、道が道路整備をできるという内容があるということで、大中山駅と国道の間、100メートルぐらいですか、近所に道道があるので、それに引っかけて、2年

間、道道扱いにして、道の予算を入れましたという説明だったのですよね。その理屈であれば、七飯の駅前から、並行して走っている、いろいろ勾配の話とかされましたけれども、町でやるには金額的負担が大きいと。それを道でやってくれないかという話に持っていけないかということを質問したつもりなのですが、そういう点ではどうなのでしょうね。

○横田委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 事業的には、下水道ですとかの代行事業ですとかというものがございます。その自治体に技術者がいないですとか、技術レベルがちょっと低いという場合には、道が入ってきて、町もお金は出しますけれども、やるということがございます。

あと、先ほども言いましたけれども、なぜ大中山駅前が道道整備できたかというのは、道の認定基準にのっとって、道ができるという判断をもとにやっておりますので、なかなか、ほかにも要望している路線は当町もございますけれども、なかなか町道にしているところを一度廃止したり、上に道道として認定をかけて、そこを道が整備していくということは、かなりハードルが高いと。北海道自体も、道路ストック、たくさん持っています、橋梁も5,000ですとか6,000ですとか、道内にたくさんあります。そういう橋梁も補修しながら、今ある道路のストックも補修しながら維持管理して、良好な状態を保って、道路管理者として通行させなければならないという義務もございますので、その中でやっていく中で、なかなか道をお願いというのは、ほとんどできないという状態でございますので、大中山駅前の停車場線とかとよく聞くとおもうのですけれども、停車場線はやはりやりやすいということなのです。公共交通もあり、国道5号からのアクセスもあり、交通、通行というものを、歩行者、車の確保をしながらやっていくということで、駅前はややすいのですけれども、それ以外の町道については、なかなかハードルが高いということで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○横田委員長 あとございませんか。

若山委員。

○若山委員 僕は箇所、場所的には1点なのですが、共通様式の11のところになると思うのですが、追加様式で峠下2号線事業内訳ということで出していただきまして、同僚議員からの質問もありましたけれども、用地購入費で単価がいろいろ出ているのですけれども、この単価の妥当性を検証するというか、どのようなことで担保されているのかなというところを、我々、どう確認したらいいのかなというところでちょっと説明いただきたいのと、補償費のところでは6,400万円、休憩所等、住宅等、売電補償とかあって、この内容と、この金額の妥当性の検証というか、どこか第三者委員がこうやってあれしたとか、交渉の中でこうだとかという、これに決定した内容についてちょっと教えていただきたいのと、補償費については、当初の予算で5,500万円ぐらいで、増えていたりして、当初の設計段階で、その範囲で収まるような予算の立て方ではなくて、やってみたらこれだけ増えてしまいましたとかというように、そういうやってみないと分からないというようなところがあるのかどうか。補正でちょっと入れ替えて、数字をちょっと直したりしているところがあったのですけれども、その当初の設計の中で、補償はこれでこうだとかいうのをきちっと決めてやらないで、途中で増えてしまうこともあるのかなという、その経緯についてちょっと知りたいのと、実際、峠下2号線については、去年の予算の審査のときにいろいろ議論して、温浴施設ができるので、併せてそこに行く通路をきちっと整備したいのだというニュアンスで、その後、温浴施設が、ちょっと工事の変更でずれたということ、その後ずれて、遅くなるということが分かったのですけれども、こういうものについては、温浴施設ありきでこの道路補正を進めたということについて、これはやってみなければ分からないというあれもあるのかもしれないのですけれども、ちょっと温浴施設に先行して道路工事をしたということについて、どうなのかなと。いずれ温浴施設はできるのだろうと思えますけれどもね、遅れてもね。だけれども、あるときも議論して、できてから道路をしっかり直せ

ばいいではないかという反対意見を出させていた
いただいたのですけれども、その辺についてどうなの
かなど。たしか答弁では、土地の値上がりとか、
そういうがあるので、早目に着手したほうが
あって、別に先行投資ではないのだというような
御説明をいただいて、ちょっと納得できなかった
のですけれども、下げたのですけれども、その
ところを、今またさらに温浴施設がずれていて、
はっきり言ってどうなるかちょっと見えないとこ
ろがあるような気がするのですけれども、それ
についてはいかがでしょうか。300メートルの道
路を修正するのにこれだけの金額を、去年の決算
だけではなくて、今年の決算でもさらに上積みし
てありますので、そのことについての金額の妥当
性とか、そのところをちょっと御意見を聞か
せていただければと思います。

○横田委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 令和2年度予算審査特別委員
会、あと、定例会等々による補正予算のときにも
再三お答えしておりますけれども、この工事につ
きましては、単年度で着手、完成する予定で着手
しております。1億9,600万円だったと思
いますけれども、その中で、通常であれば、最初
に委託業務、物件調査委託というものをします。
その委託業務の中で道路の線を決定して、道路
の線を決定したのに対して補償物件がどれだけ
かかるのだということに對しまして物件調査委託
を出して、金額を算出します。その設計した道路
に対して、積算をして、総工費幾らかかるです
とか、それだとお金がかかり過ぎるので、4年、
5年で計画しようか、では補償物件は幾らか
かるのだというものは、補償調査をした上で、
次年度に予算計上していくと。予算を確定、
大体の事業費を確定させた状態で持っていく
のですけれども、この工事につきましては、
単年度に着手、完成ということで、先に委託
業務を発注できないということで、標準的な
単価で補償物件ですとか工事費ですとかとい
うものを算出して、計上させていただいたと。
令和2年度の中で、委託業務等、物件調査
委託というものをかけまして、それにのっ
つた形で補正させていただいたということに
なっております。

用地費と補償費の妥当性はどうかということ
でございませうけれども、こちらは、用地につ
きましては、国が5月、6月に地価公示とい
うものを出します。それを標準値といたしま
して、それを標準として、どこか近場で、
近隣で買ったものを取り引き事例値といた
しまして、そこで補正をかけて修正いたしま
す、地価公示の標準値から。その補正した
ものに対して、今、今度買おうとしている
対象地をもう1回時点修正ですとか、内容
の修正、先ほど言った間口狭小ですとか、
不整形地ですとか、そういうものに対して
の補正をかけて、その用地の単価を決定
していくということになります。

補償につきましては、先ほども言いました
けれども、用地対策連絡協議会のほうで
補償単価というものが出ております。その
補償単価にのっつて、物件調査をかけた
ときに、国が出しております標準単価
ですとか、補償に係る経費というものに
對して、補償会社さんのほうで資格を持
った人たちが物件を隅々まで調査して、
築何年ですとか、再築するには幾らか
かる、引き家をするには幾らかかる、
家の中にはどういうものがあるか、
動産移転料ですとか引越代、再築でき
ないものに対しては補償で出すです
とか、入り口に舗装があるので、それ
は再築するですとか、工事のときに
やるので、そこは今あるもの、価値に
對してだけ補償するというのでやっ
ておりますので、妥当性については全
く問題ないということになってお
ります。

用地に関しましては、別なやり方といた
しまして、不動産鑑定士を入れるとい
う方法もございませう。不動産鑑定
自体、結構な、50万円、70万円
というお金もかかりますし、今回は
道の駅のほうで不動産鑑定士を入
れまして、その単価をもとに算出
しておりますので、通常の出し方
よりも、不動産鑑定を通過してい
るということで、妥当性は高い
ということになります。

用地の補償も、適当に幾らとやっ
ているわけではなく、きちんとした
基準をもとに単価を算出してい
るということで、御理解願いた
いと思います。

温浴の絡みですけれども、説明を
再度、5年間

で10件、20件、交通事故もあるのですよということで説明させていただいたと思いますけれども、温浴ありきでこの道路をやっているわけではございません。地域にはラッキーピエロ、電源開発、パークゴルフと、道の駅ができたことによって、今回は300メートルですけれども、その計画といたしまして、歩道を小学校までつないでいくとかという計画も、そこはまだ未着手ですけれども、計画していないわけではなく、工事を計画している。温浴ができるということもないわけではないですけれども、この辺は道の駅エリアの発展ということでやっていきたい。この道路と一緒に、令和2年度は橋梁のほうも、道路を走る橋梁と、道の駅と温浴施設を結ぶ人道橋というものをやってございます。この辺で、道の駅エリアが、今ある新道川で、南エリア、北エリアで寸断されるということで、寸断されて、道の駅エリアの活性化が川のためにできないということがないように、橋梁をつくって、道路をつくって、エリア全体の相乗効果ということで、経済発展させていきたいということで計画しております。

できてから道路をやったらどうなのだという事ですけれども、こちらの用地単価につきましては、温浴施設ができる、地域の利便性が上がる、生活水準が上がるということになると、用地費自体の評価が上がります。間違いなく上がります。評価自体は、駅が近い、遠い、駅から何メートル、学校が近いかどうか、バス停が近いですとかというもので評価額というものは決まっていますけれども、この辺が、道の駅、温浴ができることによって、地域の評価額が恐らく間違いなく上がる。路線価も上がり、課税も上がるということになってきますので、そうなると、用地買収費が膨らんでいく。どのくらい上がるのだということもあると思いますけれども、先ほど言った地価公示がマイナス1%程度という中で、この辺が5%上がるですとかということになりますので、できることは確実ですので、先行投資というわけではないですけれども、一番安価な状態、あと、道路計画と温浴施設の道路計画を併せることによって、手戻りがなく、きれいな道路ができ上がると。できてみたらジャンプ台みたいな道路がで

きていた、全然高さが合わないということがないように、お互い、計画をぶつけ合いながら、道路の高さ、温浴の高さというものを決めていっているということで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 温浴施設が予定どおりできれば構わないのだけれども、温浴施設ができない今の段階で、道の駅の開発だということで、あの道路、別に道の駅と何らプラスになるような感じではないと思うのですね。たった手前のところだけ直して、奥のほうはまだちょっと砂利道とか細い道があったりしてあれしてしまっていて、だからそういう意味で、もし温浴施設ができて高くなっても、その後でじっくり必要性を、交通量が増えたとか、そういうことで進めれば済む話であって、別に今、温浴施設がもしできないとしたら、分かりませんが、多分できるのだらうと思うのですけれども、この間の説明を伺いましたけれども、できてから計画をしっかり立てても何ら、町民の理解も得られますし、今、道路だけ、あそこ、よくして、どうなのだという感じがするのですけれども、ラッキーピエロさんのところはちょっといいのかもしれないですけれどもね、駐車場に入るところのあの道路のあれですけれども、だからそういう意味で、ちょっともう1年待って、計画をじっくり立てて進めればよかったのではないかなというふうに思うのですけれども、去年始めて、1年で終わるつもりが、ちょっと予算の関係で2年になったというような形で、補正がいろいろ出たりしていますけれども、そここのところ、何ら政策として間違いではなかったというか、自信を持って言えるということなのかどうか、そここのところを、ちょっとやっぱり先行し過ぎているのかなという印象があるのですけれども、ましてこれだけの費用がかかっていますので、そここのところをちょっともう一度、同じ説明になってしまうとあれなのですけれども、お願いします。

○横田委員長 経済部長、簡潔にお願いします。

○青山経済部長 分かりました。若山委員の質問に答弁いたします。

課長からも説明ありましたけれども、この事業

を実施するに当たって、理由ということで、先ほども説明しましたが、交通安全の確保、いわゆる商業施設がある、そして交通事故も発生している、そういう中で、道の駅もありますので、そういう中で、温浴施設の計画も出てきたと。同時進行ということではなくて、あくまで町といたしましては、そういう過去の部分を鑑みながら、この道路を拡幅していくと。その結果、温浴施設の相乗効果も出てくるだろうし、それぞれの施設が、また道路の拡幅によって安全性がためられ、安心して各施設が利用できるという状況になりますので、町といたしましては、そういう考え方のもとに、議会のほうに提案させていただきながら、予算審議をいただき、議決をいただきながら事業を進めておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。今後もこのエリアが、今後どうなるかという部分はあるでしょうけれども、やはりそういう安全性がまず第一ということで、そういう部分を優先して、プラスアルファ、そういう各施設に利便性が上がるということもありますけれども、そういうことを鑑みながら道の整備をしているということで、御理解いただきたいと思っております。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 おっしゃることも分かるのですけれども、現実に温浴施設ができていないということ踏まえてさせていただくのですけれども、安全な道を確保するというか、そういうための補修とか、そういう改良工事というのは、たくさんやらなければいけない場所があって、優先順位というのは、道の駅に隣接する峠下2号線は余り高くないのかなと。今回、総合計画の中に峠下2号線という名前が入ってしまいましたから、そこをやるというようなことであれしているのですけれども、ほかに優先順位がもっと高い、やらなければいけない道路があるのではないだろうかということ踏まえて、峠下2号線よりももっと別な道路を検討するとか、そういうのはどうなのかなと。確かに予算で決定されて承認されていますから、そのとおりに進めているだけだということなのかもしれないのですけれども、進めてみて、今どうなのかなと。やっぱりほかの道路よりも峠下2号線

のほうで安全性を高めなければいけないと、交通事故が20件発生したとか何とかという説明を受けましたけれども、そうなのかどうか、そのところ、ちょっと峠下2号線の優先順位は、温浴施設ができているのであれば、そういう議論はないのかもしれないのですけれども、そのところ、どうなのでしょう。ほかにもっとやらなければいけない道路というか、そういうのがあるのではないのでしょうかということなのだと思いますけれども、限られた予算の中で、どうでしょうかということ。

○横田委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 安全性の確保ですとか、経済発展ですとか、流通経路の緊急輸送道路の関係ですとか、いろいろなものを加味した状態で道路の整備というものは決めていきます。本会議でもお話しさせていただきましたが、ほかの危険なところというのもたくさんありますし、通学路点検でも二十数か所というのも学校教育のほうから出ておりました。そういう通学路の補修ですとか、危険なもの補修、直していったりというものもありますけれども、今回のように、道の駅ではなくて、温浴の計画がありですとか、民間の宅地造成がありですとか、というのに対して、単独費で道路をやっていくですとか、補助事業を入れてやっていく。補助事業を入れてやっていくとなると、補助金というものもありますし、補助裏に対しての起債、交付税というものもございます。そういうものも考えながら、整備のほうを計画していくと。

再三、できてからでいいのではないかということをおっしゃっていますけれども、できてからでは遅いというのが我々の考えです。同時にやっていく、もしくは先行投資をしていくくらいの意気込みで道路整備というものはやっていかなければ、単価にも跳ね上がりますし、民間に造成された後で、またそこにものを建てられると、余計に補償費がまた膨らむ。入口に門ができたですとか、建物が建ったという状態で拡幅していくというのは、その分、補償費がまた必要となります。計画を持って、道路区域決定を打ったりですとか、土木課の場合、都決を打つてということはや

りませんけれども、そういう計画を持って、セットバックさせながらやっていくですとか、計画をきちんと持った状態で、先行投資していくくらいの意気込みで道路のほうを建設していきたいと思っておりますので、できてからやる、できてからやるという後手後手の政策ではなく、先にきちんとした計画を持って道路を整備をしていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思いません。

以上です。

○横田委員長 あとありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 土木課の審査はこれをもって終わります。

土木課長、御苦労さまでした。

続きまして、都市住宅課の審査を行います。

都市住宅課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 それでは、都市住宅課所管の令和2年度決算説明をさせていただきます。

共通様式ナンバー1、決算書162ページから163ページ、決算名が建築指導費(指導)になります。ここでは、建築確認事務業務の推進を目的としているもので、当初予算28万3,000円、3月に整理補正を行って、予算現額が3万8,000円、決算額が8,797円、執行率が23.5%となっております。

続きまして、共通様式ナンバー2、決算書、同ページ、事業決算名が建築指導費(営繕)になります。ここでは、建築営繕事務業務の推進を目的としているもので、当初予算66万5,000円、3月に記載の旅費を整理補正して、決算額が61万8,000円、決算額が61万5,992円、執行率が99.7%となっております。

詳細については、右側の記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー3、決算書ページが162ページから165、事業決算名が建築指導車管理費になります。ここでは、公用車1台分の維持管理を目的としているもので、当初予算が25万9,000円、3月に整理補正を行っ

て、予算現額が24万4,000円、決算額が22万2,968円、執行率が91.4%となっております。

詳細については記載のとおりです。

続きまして、共通様式ナンバー4、項が変わり、決算書ページが170ページから171ページ、事業決算名が都市計画総務費になります。ここでは、都市の健全な発展と秩序ある整備の推進を目的としているもので、当初予算331万8,000円、補正予算は、3月に記載のとおりそれぞれ整理補正を行っております。予算現額が314万9,000円、決算額については307万2,352円、執行率は97.6%となっております。

歳入は記載のとおり、それぞれ受けております。

続きまして、共通様式ナンバー5、決算書、同ページ、事業決算名が集約都市形成支援事業費になります。ここでは、当初予算722万7,000円、3月に記載のとおり整理補正を行って、予算現額が663万3,000円、決算額も663万3,000円、執行率100%となっております。

ここでは、委託料663万3,000円に対して、立地適正化計画委託料として、令和2年度、策定完了となっております。

続きまして、ナンバー6、決算書ページが170から173ページ、事業決算名が公園整備管理費になります。ここでの目的は、都市公園の維持管理を目的としているもので、当初予算額2,426万7,000円、9月に記載の2項目を増額補正しております。そして3月にそれぞれ項目を整理補正して、予算現額が2,474万円、決算額が2,473万643円、不用額が9,357円、執行率100%となっております。

詳細については記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー7、決算書172ページから173ページ、決算名が公園整備連絡車管理費になります。ここでは、公用車1台分の維持管理を目的としているもので、当初予算19万6,000円、補正なしで、決算額が19万

2,855円、執行率が98.4%となっております。

詳細については記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー4、決算書ページが172ページから175ページ、決算名が都市環境整備費になります。ここでは、都市景観の創出と行政財産の維持管理を目的としております。当初予算774万2,000円、記載のとおり、それぞれ3月に整理補正を行っております。予算現額が732万3,000円、決算額が731万5,106円、執行率が99.9%となっております。

詳細については記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー9、公営住宅管理費になります。ここについては、項が変わります。決算書ページが174ページから175ページ。ここでは、事業目的は、町営住宅の円滑な維持管理を目的としているもので、当初予算1,169万3,000円、記載のとおり補正になりますが、それぞれ補正を行って、補正予算合計が918万7,000円、予算現額が2,088万円、決算額が2,084万7,526円、不用額が3万2,474円、執行率が99.8%となっております。

詳細については記載のとおりとなっておりますので、御覧願います。

続きまして、共通様式ナンバー10、社会資本整備総合交付金事業（公住）になります。ここでは、公営住宅長寿命化計画に基づく効率的で円滑な更新を目的としているものでございます。当初予算1億7,038万1,000円、記載のとおりですが、補正予算額が6,974万7,000円、前年度繰越額として1億3,935万7,000円、予算現額が3億7,948万5,000円、決算額が3億63万5,436円、翌年度繰越額が7,640万6,000円、不用額については244万3,564円、執行率99.4%となっております。

歳入については記載のとおりとなっております。

また、ここでは、不用額244万3,564円になりますが、表の左下に参考として令和2年度分と前年度繰越分で内訳を載せておりますので、御覧願います。令和2年度分の現年については、不用額90万2,200円となっております。これについては、本町上台団地7棟、桜B団地の7棟の監理業務委託料と、支障物件補償費の翌年度繰越額確定に伴い、不用額が生じたものであります。また、上台団地7棟、桜B団地7棟の工事請負費については、不測の事態を考慮し、全額繰り越しとして事業を実施しております。また、下段の前年度繰越分、令和元年度分になりますが、154万1,364円になりますが、これは繰越明許事業として実施した、表右側に記載しております本町上台団地3棟、4棟、桜B団地5棟、6棟の工事監理業務委託と改修工事分であり、その入札執行残となっておりますので、御理解願います。

共通様式の説明は以上であります。

続きまして、様式3の収入未済額の状況になります。

ここでは、ナンバー1とナンバー2ということで、2枚、A3で出しております。これについては、町営住宅使用料、また、2ページ目については、町営住宅駐車場の使用料の分の収入未済額の状況となっております。また、記載している収入未済額11件の102万4,300円については、昨日段階で8件、92万7,200円となっております。1ページ目の滞納繰越分の1件、2万8,600円については、今年度の4月5日に納入済みとなっておりますので、御理解願います。

続きまして、最後の町営住宅駐車場使用料になりますが、8件の3万2,300円、昨日段階で残りが2件の1万4,300円となっております。引き続き使用料については徴収に強化をしていきたいと思っております。

以上で、簡単ですが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 簡単のところ、2点だけお願いしたいのですけれども、様式の9番、これの14の工事請負費の中で、これは経年劣化で傷んでいたものを直したということなのか、米マークの大沼団地非常用照明バッテリーの取り替えと、大沼団地床下灯油配管ほかと書いていますけれども、この228万何がしかの工事のそれぞれの金額、それから、何年たっていた建物なのかと、入札方法というのですか、発注方法、それと施工業者を教えてくださいたいと思います。これが1点。

次のナンバー10ですが、歳出の補正、四角枠で囲っているところの工事請負費、冬トピア団地90棟、長寿命化改修工事、監理業務の委託料というのが1億6,000万円というのは、これは当初に組まれていた分で、それがずっと今まできて、残っていた分がこの715万円ということなのか、当初の金額から、何か年度ごとに補正とかあったのかな。この715万円というもののちょっと説明をお願いしたいと思います。分かりますか。一番最初、何年前なのか、組んだときの予算が1億6,600万円だと思うのですけれども、最終的にこの金額を上回っているのか上回っていないのかということの質問になります。

○横田委員長 都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 それでは、一つずつ答弁していきます。

共通様式のナンバー9、14の工事請負費になりますが、まずこの内訳については、まず、公営住宅入退居補修工事、これについては16戸の住宅を修繕しております。これについては523万2,700円。公営住宅補修工事については、大沼団地については平成3年に建てたものでありまして、それについてのバッテリー部分の経年劣化もありまして、それについて取替工を行っております。金額については、バッテリーの取替工事として115万5,000円になっております。残りの大沼団地の電気温水器取替工事についても、経年劣化で44万3,300円となっております。バッテリー取替工事については入札と、温水電気取替工事については、緊急性ということで、早急に対応するというので、随契で、見積りで実施いたしております。

続きまして、ナンバー10の社会資本交付金事業、公住の部分の715万円減額の理由ということでよろしいでしょうか。(発言する者あり)

○横田委員長 暫時休憩します。

午後 4時18分 休憩

午後 4時21分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

平松委員に対する答弁から入ります。

都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 大変すみません。先ほどの平松委員の質問の、管理委託料についての当初の1億6,600万2,000円の部分については、これは当初として、冬トピア団地90棟の1棟分の監理委託業務で、当初予算委託料として組んでおります。それについての715万円の減額については、入札執行残ということで御理解願います。

以上であります。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 今のは分かったのですけれども、先ほどのバッテリーの取り替え工事のとき、115万5,000円の工事で、入札をしたと。この入札のときに、エントリーした会社は何社あって、どこに決まったのかをちょっとお願いします。

○横田委員長 暫時休憩。

午後 4時23分 休憩

午後 4時29分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開します。

都市住宅課長の答弁から入ります。

都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 大変貴重な時間を費やし、申し訳ございませんでした。

先ほどの平松委員の質問に対して答弁いたします。

バッテリーの取り替え工事につきましては、115万5,000円については、電気工事で130万円未満ということで、Dランク3社で指名競争入札を行っております。

以上であります。

○横田委員長 よろしいですか。

あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

以上で、都市住宅課に対する審査を終了します。

都市住宅課長、御苦労さまでした。

次に、上下水道課の審査をいたします。

上下水道課長、水道事業会計と下水道事業会計について、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

上下水道課長。

○笠原上下水道課長 それでは、水道事業会計決算について、資料に沿って説明させていただきます。

まず初めに、決算書から説明させていただきます。

水道事業決算書のページ総数が54ページにも及ぶため、内容については所要のみの説明とさせていただきます。

それでは、初めに2ページ目の決算報告書を御覧願います。

(1) 収益的収入及び支出の決算報告でございますが、これは消費税込みの決算額となります。

収入では、第1款水道事業収益は、予算額5億1,823万2,000円に対し、決算額は5億2,252万551円で、予算額に比べ決算額は428万8,551円の収入増となっております。また、決算額のうち、仮払い仮受消費税及び地方消費税として3,530万1,601円が消費税分として決算額に含まれております。

次に、下段の支出では、第1款水道事業費用は、予算額4億4,089万7,000円に対し、決算額は4億3,338万2,875円で、不用額は751万4,125円、執行率で98.3%となります。同じく決算額には仮払い消費税及び地方消費税分として1,097万6,063円の消費税支払額が含まれております。

続きまして、4ページの(2) 資本的収入及び支出の決算報告でございますが、こちらと同じく消費税込みの決算額となります。

収入では、第1款資本的収入は、予算額1億5,317万9,000円に対し、決算額は1億5,317万9,000円で、同額となっております。

次に、下段の支出では、第1款資本的支出は、予算額4億2,129万7,000円に対し、決算額は4億1,968万9,028円で、不用額は160万7,972円、執行率は99.6%となります。同じく決算額には仮払い消費税及び地方消費税分として2,499万6,192円の消費税支払額が含まれております。

決算報告書の一番下の注意書き1でございますが、資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額2億6,651万28円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで不足分を補填しております。

次に、7ページとなります。

ここからは財務諸表の説明となります。

最初に、損益計算書1の営業収益の合計3億5,469万9,260円から、2の営業費用の合計3億8,223万2,519円を差し引いた2,753万3,259円が営業損失となります。

次に、3の営業外収益の合計1億3,142万3,881円を加え、4の営業外費用の合計4,513万5,257円を差し引いた5,875万5,365円が経常利益となり、5の特別利益109万5,809円を経常利益に加え、6の特別損失8万2,090円を差し引いた5,976万9,084円が当年度の純利益となります。この当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金7,015万7,251円と、積立金の取り崩し分のその他未処分利益剰余金変動額1億円を加えた2億2,992万6,335円が当年度未処分利益剰余金となり、この一部を減債積立金などへ積み立て処分を行うこととなります。

続きまして、8ページの、3、剰余金計算書となります。この表は、貸借対照表で整理する資本金及び剰余金はその年度中にどのように増減変動したかを表す計算書となります。

次に、その下段の4、剰余金処分計算書ですが、令和元年度の未処分利益剰余金の当年度末残高2億2,992万6,335円に対して、七飯町

水道事業の剰余金処分等に関する条例の規定により積立処分を行うものでございますが、未処分利益剰余金の20分の1の額、3,000万円を企業債の償還に充てる目的の減債積立金に積み立てをし、同じく建設改良費の補填財源に使用される建設改良積立金に2,500万円を積み立てしております。

続きまして、10ページの貸借対照表となります。

最初に資産の部からとなりますが、1の固定資産については、配水管や電気計装設備など、4条予算により整備した水道施設の取得価格、減価償却累計額、残存価格などを表し、固定資産の合計では、前年度より2,685万4,179円増加し、45億323万4,930円となりました。

次に、流動資産では、現金預金の期末残高、未収分の水道料金などを計上しており、前年度と比較し、1,796万7,619円減少し、4億3,526万3,295円となります。

次に、11ページの負債の部となりますが、3の固定負債と4の流動負債には、主に企業債の年度末現在高を計上しており、令和3年度の企業債償還額として1億4,765万6,622円を流動負債に、令和4年以降の総支払い予定額23億5,226万4,463円を固定負債に計上しております。

次に、5の繰延収益は、償却資産の取得に伴い交付された補助金を長期前受金の項目に整理しており、長期前受金の年度末残高は24億7,839万3,955円、資産の減価償却に見合う収益化累計額は10億967万9,748円で、繰延収益合計は14億6,315万9,647円となっております。

次に、12ページになります。

6、資本金と、7、剰余金は、先ほどの剰余金計算書で説明しておりますので、説明は省略させていただきます。

この結果、負債資本の合計は49億3,849万8,225円で、前年度より888万6,560円増加しており、決算書10ページの資産の合計額と一致しております。

続きまして、13ページの、6、注記となりま

す。

1の重要な会計方針に係る事項に関する注記には、棚卸資産の評価基準、評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税の会計処理の基準を定めております。

次のページとなります。

2の貸借対照等に関する注記には、当年度の引当金の移動額について記載しております。

次のページの、3、セグメント情報に関する注記ですが、水道事業会計規程により、報告セグメントを、七飯、藤城、大沼地区に分け、それぞれの営業収益、営業費用等の金額を明示しております。

次に、17ページからの事業報告書となります。

18ページをお開き願います。

令和2年度七飯町水道事業報告書でございます。

1、概要、(1)総括事項については、記載のとおりでございます。

次のページのハ、財政状況の説明でございますが、前段に説明したとおりでございますので、ここでは説明を省略させていただきます。

次のページの20ページから21ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定または変更に関する事項などを記載しております。

次の22ページから24ページは、工事に関する事項ですが、令和2年度において着工、竣工した建設工事、改良工事等の施工内容を記載しております。

続きまして、25ページからの、3、業務に関する事項ですが、予算に定められた業務の予定量について、年度末における実績を記載しており、それぞれ前年度と比較しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、27ページからの会計に関する事項です。

(1)重要契約の要旨でございますが、令和元年度中に契約締結した1件100万円以上の契約となります。総数は37件で、内容は記載のとおりでございます。

次に、30ページの(2)起債及び一時借入金の概況でございます。企業債の当年度末現在高は24億9,992万1,085円で、前年度と比較して1万3,808円減少しております。

その下、(3)その他会計経理に関する重要事項は記載のとおりで、31ページの5、付帯事項についても記載のとおりでございます。

6、その他の(1)付加税収入の用途の特定について、(2)決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事項についても、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、35ページの決算附属書類となります。

キャッシュフロー計算書でございます。

一番右下の、令和2年度中の資金増減額は、1,776万9,020円減少し、期末残高が3億8,164万3,144円となっております。

次に、36ページの収益費用明細書でございます。

収益計算書の内訳となりますが、(1)の収益明細については、前段で説明しておりますので、これは説明は省略させていただきます。

次に、38ページになります。

(2)費用の明細から簡単に説明いたします。

水道事業は4億2,744万9,866円で、前年度と比較し、2,008万5,724円の減少、増減率4.5%の減となっております。

1項営業費用は3億8,223万2,519円で、各費目の内訳ですが、1目の原水及び上水費は、原水の取り入れ並びに原水の滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用で、3,730万8,162円となっております。

次に、2目配水及び給水費は、配水池、配水管など、配水に係る設備並びに給水装置に附属する揚水機等の維持及び作業に要する費用で、6,541万9,706円となっております。

次に、3目受託工事費は、当該年度の支出はございませんで、次に、4目の業務費は、水道料金の調定、集金及び検針等の業務に要する費用で、3,094万2,271円となっております。

次のページでございます。

5目総係費は、水道事業活動の全般に関連する

費用で、2,272万1,831円となっております。

次に、6目減価償却費は、有形固定資産の減価償却費として2億738万11円となっております。

7目の資産減耗費は、固定資産の除却費として1,846万538円となっております。

次に、2項営業外費用は4,513万5,257円で、内訳は、支払利息の企業債利息などとなります。

次に、3項特別損失は、過年度損益修正損で、決算額は8万2,090円となっております。

次に、42ページになります。

3、資本的収支明細書でございます。

(1)収入の明細では、資本的収入が1億5,223万5,455円で、前年度と比較して4,816万1,455円の増加、増減率は46.3%の増となっております。

次のページで、(2)の支出の明細ですが、資本的支出は3億9,469万2,836円で、前年度と比較して5,688万8,732円の増加、増減率で16.8%の増となっております。

支出の内訳では、1項建設改良費は、決算額で2億5,187万9,028円、前年度と比較して5,565万3,308円の増。

2項の企業債償還金は1億4,281万3,808円で、前年度と比較して123万5,424円の増となっております。

ここまでの収益費用と資本的収支の明細書でございます。

この後のページの固定資産、企業債明細書につきましては、前段でも説明したのもございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、決算書52ページ、53ページには、参考であります。七飯町水道事業の経営分析、財務分析表を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、令和2年度七飯町水道事業会計決算の概要の説明を終わります。

続きまして、水道事業分の要求資料について説明させていただきます。

まず、様式3の収入未済額の状況でございま

す。

上段は現年度分の内訳で、水道料金と消費税還付金で、令和2年度予算から発生した収入未済額は4,537万2,408円となっております。

次のページの滞納繰越分の状況ですが、収入未済額は全て水道料金となります。一番下の合計の欄でございますが、調定額合計4,856万4,990円から、収入額合計4,679万6,390円と、不納欠損額の合計40万9,580円を差し引いた135万9,020円が収入未済額となります。年度別の内訳については記載のとおりでございます。

最後に、次の様式4、不納欠損処分の状況でございます。事由別では、生活困窮、居所不明、本人死亡等による事由で、203件、40万9,580円の不納欠損処分を行っております。

なお、法的根拠につきましては、いずれも旧民法第173条の金銭債権の消滅時効によるものでございます。

以上で、水道分の決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、下水道事業会計決算について説明させていただきます。

こちら、下水道事業のページ数が54ページに及ぶため、内容については所要のみ説明させていただきます。

それでは、決算書の56ページ、決算報告書を御覧願います。

(1) 収益的収入及び支出の決算報告でございますが、これは消費税込みの決算額となります。

収入では、第1款下水道事業収益は、予算額7億4,630万円に対し、決算額は7億5,674万9,779円で、予算額に比べ、決算額は1,044万9,779円の収入増となっております。また、決算額のうち、仮受消費税及び地方消費税として3,540万9,763円が消費税分として決算額に含まれております。

次に、下段の支出では、第1款下水道事業費用は、予算額7億2,450万円対し、決算額は6億9,932万5,132円で、不用額は2,517万4,868円、執行率は96.5%となります。同じく決算額には仮払い消費税及び地方消費

税分として1,763万5,808円の消費税支払額が含まれております。

次に、58ページの(2)資本的収入及び支出の決算報告でございます。

収入では、第1款資本的収入は、予算額2億4,923万9,000円に対し、決算額は2億5,428万7,871円で、予算額に比べ、決算額は504万8,871円の収入増となっております。

次に、下段の支出では、第1款資本的支出は、予算額4億8,430万円に対し、決算額4億7,370万7,531円と、翌年度に繰り越す額918万7,500円を差し引いた不用額で140万4,969円、繰り越し分を除いた執行率は99.7%となります。同じく決算額には仮払い消費税及び地方消費税分として413万5,234円が含まれております。

決算報告書一番下の注意書き1でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,941万9,664円については、当年度分損益勘定留保資金などで不足額を補填しているところでございます。

次に、61ページとなります。

財務諸表の説明となりますが、こちらにつきましても、消費税を除いた税抜きの方法で計算となっております。

最初に、損益計算書の1、営業収益の合計3億6,496万7,072円から、2の営業費用の合計6億2,206万1,081円を差し引いた2億5,709万4,009円が営業損失となります。

次に、3の営業外収益の合計3億3,403万1,160円を加え、4の営業外費用の合計6,382万9,106円を差し引いた1,310万8,045円が営業利益となり、5の特別利益2,234万1,784円を経常利益に加え、6の特別損失403万5,694円を差し引いた3,141万4,135円が当年度の純利益となります。

続きまして、62ページの剰余金計算書となります。この表は、貸借対照表で整理する資本金及び剰余金とその年度にどのように増減したかを表す表となります。先ほど説明した当年度純利益3,141万4,135円は、利益剰余金の未処分

利益剰余金、当年度変動額の欄に記載されており、当年度末残高となります。

次に、その下段の4、剰余金処分計算書となります。令和元年度の未処分利益剰余金の当年度末現在高3,141万4,135円に対し、七飯町剰余金の処分等に関する条例の規定により積み立て処分を行うものでございますが、未処分利益剰余金の3,141万4,135円の20分の1以上の額、200万円を企業債の償還に充てる目的の減価積立金に積み立てをしております。

続きまして、64ページでございます。貸借対照表となります。

最初に資産の部からでございますが、1の固定資産については、下水道管や汚水処理設備など、4条予算により整備した下水道施設の取得価格、減価償却累計額、残存価格などを表し、固定資産合計では99億2,272万8,024円となりました。

次に、流動資産は、現金預金の期末残高、未収分の水道料金などを計上しており、6,354万6,299円となっております。

次に、65ページの負債の部となります。

3の固定負債の流動負債には、主に企業債の年度末現在高を計上しており、令和3年度の企業債償還額として3億7,475万5,431円を流動負債に、令和4年以降の総支払い予定額22億6,677万2,041円を固定負債に計上しております。

次に、5の繰延収益は、償却資産の取得に伴い交付された補助金等を長期前受金の項目に整理しており、繰延収益合計は48億2,176万3,449円となっております。

続きまして、66ページの資本の部となりますが、6、資本金と、7、剰余金は、先ほどの剰余金計算書で説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

この結果、負債資本の合計は99億8,627万4,323円で、決算書の64ページの資産の合計と一致しております。

続いて、67ページの注記でございますが、1の重要な会計方針に係る事項に関する注記には、1、固定資産の減価償却の方法、2の引当金の計

上方法、3の受益者負担金の経理方法、4の消費税等の会計処理の基準を定めております。

68ページの、2、貸借対照表等に関する注記には、当年度の引当金の移動額について記載しております。

69ページの、3、セグメント情報に関する注記ですが、下水道事業会計規程により、報告セグメントを、公共下水道、特環下水道に分けて、それぞれの営業収益、営業費用等の金額を明示しております。

次に、71ページからの事業報告書となります。

72ページをお開き願います。

1、概況の(1)総括事項については、記載のとおりでございます。

次のページのハ、財政状況の説明でございますが、前段に説明したとおりでございます。ここでの説明は省略させていただきます。

74ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定または変更に関する事項などを記載しております。

次に、75ページから76ページは、2、工事に関する事項でございますが、令和2年度において着工または竣工した建設工事、改良工事等の施工内容を記載しております。

続きまして、78ページからの、3、業務に関する事項ですが、予算に定められた業務の予定量について、年度末における実績を記載しており、それぞれ前年度と比較しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、80ページからの、4、会計に関する事項となります。

重要契約の要旨でございますが、令和元年度中に契約締結した1件100万円以上の契約となります。総数は14件で、内容は記載のとおりでございます。

次に、81ページの(2)企業債及び一時借入金状況でございます。企業債の当年度末現在高は26億4,152万7,472円で、前年度と比較して3億9,621万9,951円減少しております。

その下、(3)その他の会計経理に関する重要事項は記載のとおりで、82ページの5、付帯事項についても記載のとおりでございます。

その他の(1)付加税収入の用途の特定について、83ページの(2)決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事項についても、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、決算附属書類となります。

87ページになります。

87ページ右下の、令和2年度中の資金増減額は、850万1,991円で、年度末残高1,481万9,846円となっております。

次に、88ページの、2、収益費用明細書でございます。

収益計算書の内訳となりますが、(1)の収益明細書については、前段で説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、90ページとなります。

(2)費用の明細から簡単に説明いたします。

下水道事業費用は6億8,992万5,881円となっております。

1項営業費用は6億2,206万1,081円で、各費目の内訳ですが、1目処理場費は、大沼下水浄化センターの維持管理に要する経費で、7,766万4,763円となっております。

次に、2目管渠費は、污水管、マンホール、ポンプなどの維持管理に要する費用で、2,769万4,673円となっております。

次のページの、3目流域下水道管理費は、函館湾流域下水道事業の維持管理に関する経費で、7,838万9,382円。

次の4目業務費は、下水道使用料及び受益者負担金の調定などに要する費用で、2,164万5,568円。

次に、5目総係費は、下水道事業活動の全般に要する経費で、702万4,592円となっております。

次のページの6目減価償却費は、固定資産の減価償却費として4億835万2,283円となっております。

7目資産減耗費は、固定資産の除却費として1

28万9,820円となっております。

次の2項営業外費用は、6,389万2,106円で、内訳は、支払利息の企業債利息などとなっております。

次の3項特別損失は、403万5,690円を計上しており、この内容は、水道料金の過年度還付金などとなっております。

次の94ページの、3、資本的収支明細書でございます。

(1)の収入の明細では、資本的収入が2億5,386万2,671円となっております。

次のページです。(2)の支出の明細ですが、資本的支出は4億6,957万2,297円となつて、支出の内訳は、1項建設改良費では、下水道施設の整備改良等に要する経費を計上しており、決算額は4,135万2,346円。

2項の企業債償還金は4億1,821万9,951円となっております。

ここまでの収益費用と資本的収支の明細でございます。

この後のページの固定資産、企業債明細書につきましては、前段でも説明したものとございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、決算書107ページ、108ページは、参考であります。七飯町下水道事業の経営分析、財務分析表を掲載しておりますので、参考までに後ほど御覧いただければと思います。

○横田委員長 あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、審査の都合により、あらかじめ延長いたします。

上下水道課長、続き、お願いいたします。

○笠原上下水道課長 続きまして、要求資料について説明させていただきます。

様式3の収入未済額の状況でございますが、現年度分は、内訳で、公共、特環の下水道使用料などで、令和2年度予算から発生した収入未済額は、合計4,937万2,095円となっております。

下段の滞納繰越分の状況ですが、収入未済額は、公共、特環の下水道使用料で、一番下の合計欄でございますが、調定額合計3,968万2,190円から、収入額合計3,853万3,320円

と、不納欠損額の24万6,240円を差し引いた90万2,630円が収入未済額となります。年度別の内訳については記載のとおりでございます。

次に、次のページ、様式4の不納欠損処分の状況でございます。公共下水道使用料で、事由別は、生活困窮、居所不明、本人死亡などによる事由で、128件、金額で24万3,000円の不納欠損処分を行っております。

次のページの特環下水道使用料で、事由別では、生活困窮などによる事由で、3件、金額で3,240円の不納欠損処分を行っており、これについては、法的根拠につきましては、いずれも地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効によるものでございます。

以上で、提出した決算資料の説明を終了いたします。審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○横田委員長 ありがとうございます。

中川委員より、本日、欠席する届け出がありました。

これより、質疑を行います。

なしですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

以上で、上下水道課に対する審査を終了します。

上下水道課長、御苦労さまでした。

経済部長、都市住宅課長もお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 5時01分 休憩

午後 5時01分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

今朝、話しました、政策推進課の閲覧資料の件ですけれども、自分の資料に紛れ込んでいたということで、返却していただきました。ありがとうございました。

明日の審査の流れを説明します。

教育委員会の審査の後、総務財政課の追加審査を行います。その後、今年度の決算審査におい

て、町長総括質疑を行うかどうかをお諮りします。町長総括質疑を行う場合は、17日、金曜日に行いますので、質疑内容の確認を委員の皆さんと行いますので、各自、質疑内容をそれぞれ考えてきてください。17日、町長総括質疑後に、決算認定について採決となります。

一応そういう流れになっていますけれども、何か御質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 お諮りします。

本日予定していた審査は全て終了しました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 5時03分 散会

